

に肩風道を延ばし、それを卸で連絡をするという作業を行なっておたわけでございます。御承知のように、この海軍八尺層、ドマ八というものは従来からも非常に突出がある炭層でございますので、この山といましては常にこの突出並びに自然発火については十分警戒をやっておたところでございます。したがって、普通常識的に申しますと、払いの卸をつくる場合には、ゲート側から、すなわち、ゲート坑道側と申しますか、フケ側から切り上げるということが石炭の搬出等から見ても非常に便利でございますが、ガス突出等のことを考えまして、これを下からいきますとかえってあぶないところがございますので、したがって、これは作業としては非常にむずかしいのですが、上のほうから卸で下の三片、四片の連絡坑道を掘る、こういう状況であるわけでありまして、突出に対する体制をとっておる。なお、ここは、先達ボーリングをいたしまして、それで突出の状況をさぐりながらまた掘り進む、またボーリングをするというこの繰り返してやっておりまして、約六十七メートルくらい進んでおりますが、これが二カ月ぐらいかかるということで、そういう作業の状況であることを御承知いただきたいと思うわけですが、

そこで、そういうことであつたわけでございますが、十日の十三時ごろ突然突出がございまして、そこに働いておりました、ボーリングをやつておりました三名が逃げおくれで突出炭に埋没した。これはまだ取り明けが終わっておりませんので、はつきりしたことはまだわかりませんが、少なくとも、倒れておられるという状況等から考えまして、何らかの前兆があつたのではないかとということで、前兆を見て三人が十八度の傾斜の坑道をかけ上がった。あと五、六メートルというところで炭に埋没されておられるという状況から申しまして、何らかの前兆を感じられて待避したが、間に合わなくて埋没したというふうに考えられます。この突出炭は立米に直しまして約四百八十立米、

大体五、六百トンの規模でございまして、ガス突出としては非常に大きい規模のものでございまして、

なお、このガスの突出がございましたところは、この地区にはガス自動警報器を設置いたしておるわけでございますが、また、同時に、この作業場の空気が他の作業場に流れない、いわゆる独立分流通にこれはなっております。災害でガスが突出いたしまして、ガス自動警報器が鳴りまして、当該区域の電源遮断が行なわれたわけでございます。したがって、流動するガスに引火をするということがございまして、他の地区、個所には影響がなかった。また、独立分流通になっておりますので、そのまま排気立て坑からガスが排出されたという状況になっておるわけでございます。救出作業は直ちに出勤した鉱山救護隊によつて行なわれて、遺体を収容したということになっておるわけでございます。

なお、この突出個所の取り明け完了を一生懸命やつておりますが、おおむね四月の十三日ごろには取り明けが完了するだろうというふうに考えておるわけでございます。

次に、この前当委員会御報告申し上げました空知炭鉱事故のその後の状況でございますが、この前ここで、二十六日の一番方から千五百七十メートル、詰めから約二百メートルぐらい手前から崩落を取り明けて進みますというのを申し上げておたわけでございますが、その後崩落個所の取り明けが進みまして、四月五日には基準点から千六百八メートルの地点で斉藤坑内主任の遺体を収容し、さらに、四月七日、千六百二十二メートルの付近に至つたところ、この崩落ボタの一部に、奥部に通ずる小さな空隙を発見した。この空隙を利用して鉱山救護隊が奥に進入しましたところ、奥は全然詰りがばれておらなかったということでありまして、残る九人の遺体を確認いたしました。この四月七日に全遺体の収容を完了いたしましたわけでございます。なお、この崩落の奥は非常にガスが充満をいたしておりますので、いろいろ

ろ、空気の流動その他によりましてこれがまた爆発限界に達するといふような危険も考えられるわけでございますので、この崩落のぐつと手前のところで密閉をするという計画になつて、目下作業を進めておるという状況でございます。

非常に簡単でございますが、以上御報告を申し上げたわけでございます。

○野田委員長 質疑の通告がありますので、これを許します。多賀谷貞裕君。

○多賀谷委員 詳細は後刻質問いたしたいと思いますが、第一漆生炭鉱並びに山野炭鉱の災害の特徴は、あらかじめ古洞のあるのが確認をされ、またガスのあることが確認をされて、それに対処しながら事故が起こつた、こういうところに特徴があると思つておるわけですが、そこで、第一漆生炭鉱の場合、三月の十四日から十七日にかけて総合検査が行なわれて、しかも保安監督局からは指示事項として注意事項が出されておる。そして、いわば古洞の水抜きが行なわれておる。それなのに事故が起こり、そしてついに三名の方が犠牲になられた、こういう状態ですが、この杉谷層の下の間三三という層は、なるほど下ではありますけれども、水位から言つて、これは上になる場合が多いわけですが、それで、役所のほうに冠水状態にならないようにという指示をしておられるけれども、冠水状態にならないようにという指示に対して、会社はどういうように対処したか明確でないというところでございます。そういう点に問題が一つあるのではないかと、こういうふうに思つておるわけですが、さうに、一体かかる場合には役所としてはどういう指導をするのか、それから、もう一つは、この犠牲になつた方の作業はどういう作業であつたか、これをお聞かせ願ひたい。

○森政府委員 三月十四日から十七日に総合検査をいたしました。それによる指示事項はいろいろあるわけですが、要するに、いま先生御指摘のように、そういう相対関係になつておるから、冠水状態にならぬようにして作業をし、冠水状態がわかつたら排水しろ、水を抜いて作業をしな

さい、手つとり早く言えばそういう指示でございます。それに対する改善計画を出してこいということを指示したわけでございます。それに対して、会社側から出しました計画は、杉谷左卸本卸の湧水については資料は収集して水質試験をする、と申しますのは、これは古洞の水であるかあるいは断層を通つてくる地下水であるかということと検査によつてわかつておるので、そういうことを検討をする、それから、ボーリングを打つて、たまつておる水、湧水の探査をいたします、こういうことでございまして、それを、あとでこれは判明したのですが、三月二十九日に実施をいたしておりました。それで、先ほど申し上げましたように、三キロの圧力を確認いたしております。したがって、それからはまだ実は調査その他をとつておりませんが、そういうことを確認しては、会社側がいかなる判断で左三片のゲート延べをやつておたかというところについては、目下調査中でございます。会社側は改善計画でこうやりますというのを監督局に届け出ております。したがって、それに基づいていかなる作業をして、その結果どうなつたかということについては、目下調査を進めておる段階であります。

それから、漆生におきまして働いておりましたのは、左四片の車道延長の工事をやつておりました。そこで働いておりましたのは四名でございます。直轄が二名と組夫が二名。そのうち行方不明が二人。もう一人の人は、本卸地区の掘進の係員でございます。これは巡回中であつたというふうに考えられております。

○多賀谷委員 ここにもまた三名中二名組夫がなくなつておるわけですね。組夫がなくなつておるのうち五名組夫がなくなつておる。それから、その前の山野の場合には、二百三十七名中百十四名が組夫だつた、こういうことですが、組夫の規制というものがいわれてかなり長いわけですが、こういう仕事は組夫に適當な仕事なんですかね。どうも、いつでもわれわれ事故があつてはつとするのは、

組夫の人が多くなくなつておる。坑内の最先端に組夫を使うということ自体、非常に問題じゃないかと思うのです。もともと、今度の場合、組夫だからしろとだということではない。ことに、亀田さんという武田組の組夫というのは、これは有名な車道大工でして、いわゆる名人といわれた人です。しかし六十四歳です。この方はむしろ深部にいる人に危険を知らせるためになくなった。この人が自分でそういうことを感じたのでしょう。チーク入を同僚にこづけて、そしてみずから深部に入つていった。それは坑内係員としてはチーク入れといふのが生命だと考えたのでしょう。ですから、本人は死を覚悟した行為じゃないかと私は思うのです。しかし、これだけ組夫の問題がやかましくなつておるのに、依然として犠牲者の中に組夫の多くの人を見る。一体こういう仕事をなぜ規制できないのか、なぜこの人々たちを組夫として認めたのか、それをひとつお聞かせ願いたい。

○森政府委員 災害が起きたのは、先生御承知のように、水が入りましたのが三片、それ以下四片、五片、それから御の掘進、大体この作業はいずれも採炭作業ではございませんで、掘進あるいは巻き立ての車道をつくつておつたという仕事でございまして、いずれも鉱山保安法に基づく届け出も行なれておるわけでございまして、法規上の違反は現在のところ認められてはおらないという状況であるわけでございまして。

○多賀谷委員 ですから、私は、法規上を言っているのではないので、そもそも法規が悪いと言っている。そのつくり方ですね。そういうことに組夫が使えらるならば、それは法律のほうが悪い、法律を直す必要があるのではないか、こういうふうに思うのです。ですから、掘進の場合組夫を許すという制度——この掘進といつても、起業掘進じゃないですよ。これは仕事場をつくる普通の掘進ですよ。大きな連絡坑道を何キロにもわたつて掘るとか、あるいはまたその作業がやまればその仕事はなくなる。こういう性格のものではないの

ですよ。この程度の掘進というのは日常茶飯事のことでしょう。ですから、起業費でもないですよ。これは普通の経費です。ですから、そういうものに組夫を入れるという制度が間違ひなんです。ただ掘進なら何でもいというわけで、みな組夫を認めておるでしょう。そういうことが問題ではないですか。ですから、新鉱開発が何かするの、その作業が終わればその労働者は要らなくなる、こういうような場合には、労働者の雇用の恒常化のために必要かもしれません。あるいは特殊技能が要するのなら必要かもしれませんが、こういう通常の掘進に組夫を使うということが間違ひなんです。採炭じゃないから組夫でいいのだということ、で、みな組夫が現実には犠牲になつておるでしょう。いま言う亀田さんのような、いわば非常に優秀な方もおられるかもしれないけれども、全体がそういう訓練のできておる者ばかりとは言えないし、また、訓練の問題ではないし、これは監督責任上の問題であるし、労働条件の問題である。ですから、ただ掘進だから許すという態度が問題なんです。何も漆生だけではないですよ、全体的なことを言っているのですが、そこが非常に問題じゃないかと思うのです。これはどういふようにお考えですか。

○森政府委員 先生御指摘のように、組夫が炭鉱に多いといふことでございまして、この漆生に関する限り、先ほどお話し申し上げましたように、法規違反は実はないわけですね。先生のおっしゃるとおり、長い目で見れば、われわれも、組夫といふものはだんだん漸減していく、そして、先生御指摘のような、立て坑の掘さくであるとか、あるいは非常に大きな坑道の掘さくであるとか、そういう特殊な技術を要する臨時的な仕事にこれは限定すべきであるといふふうに考えておるわけでございまして。もともと、炭鉱を考へてみますと、常にそういう臨時的な特殊な技能を要する仕事といふものはどこか仕事がありますから、したがって、そういうところで働いておる人は、もちろん直轄でございせんから、いわゆる概念的に言つて組

夫といふ名前がつきますが、そういう作業は私にはなくならんんじゃないかといふふうに考えるわけでありまして。したがって、先生御指摘のやうな臨時的な仕事であるが、それが継続すると通常のな仕事であるといふやうなものについては、若干問題があるかといふふうにも考えられますが、現状の炭鉱の状況から考えまして、これを急に規制をして全部認めないといふことも、現状ではなかなかむずかしいんじゃないかといふふうに考えられるわけでありまして。したがって、合理的な法の運用と保安法の運用によりまして、御趣旨に沿つてやうな監督をしていきたいといふふうに考えておるわけでございまして。

○多賀谷委員 漆生でも、二百七十三名の直轄のほかに、組夫が百七十六名います。ですから、これは漆生だけでないんです。筑豊炭田は大部分の炭鉱がこういう状態ですよ。私はこれを解雇せよとか言っているんじゃないです。なぜ本鉱員にできないのか、こう言っているのですよ。それで、臨時といひましても、炭鉱の仕事は全部臨時ですよ。働く個所が変わるんですから、そしてしよつちゅう自然条件が変わつていくんですから、全部臨時ですよ。坑内の仕事といふのは、同じ職場でじつとしておることはないんですから、みなほとんどのが臨時です。ですから、当然掘進にはそのくらの人間が常によつて、炭鉱の場合は本来毎日個所が違ふんですよ。きょうは自分はこの個所へ行く、どこの個所へ行く、番割りするわけですね。だから、そういうふうに局長が言われれば、みな臨時です。しかし、炭鉱全体としてはこれだけの労働者を維持しなければいけないといふのですから、私は、そういうのは全部直轄にしてやつていくべきじゃないかと思ふのです。

いつでも問題になるでしょう。われわれも石炭政策立案の一人ですが、一体炭鉱は何をやつておるのかといふだけでなくて、政治に対する不信が起つておるのです。また組夫が殺されたといふので、われわれを含めて、いわば政治に対して非常な非難の声が起つておる。ですから、あれだ

け問題にされたものがなぜできないのか。あなたのはうがそうおっしゃれば、法律を改正して、坑内は組夫を使わない、全部直轄、ただ届け出制でなくて、特別に認可をした立ての坑の開き工事とか、あるいは何キロ以上にわたる連絡坑道とか、こういうことをきめざるを得ないのです。あなただのほうもそういうふうにはやらなければ。一般の人は、いま鉱員が集まらない、組でなければ集まらないといふやうな事情はわからないんですよ。また、逆に言えば、そういう制度があるから一般には集まらない。いままで炭鉱には組夫といふものはなかつたんですよ。職安法ができてからというもの、要するに、斤先掘りといふものは労働供給量だといふので禁止されて、全部本鉱員になつた。そうして、炭鉱の事情が悪くなつて、昭和三十四、五年ごろから組夫といふものが初めてできた。ですから、炭鉱に關しては、造船のように最初から臨時工とか社外工といふやうな形のものではなかつた。炭鉱で組夫といふものができたのは最近なんです。ですから、これだけ人命問題が大きな問題になつておるときに、私は、組夫をなくするくらいがどうしてできないかと思ふ。なくするといふのは、その労働者を首切りにするわけじゃない。直轄にする。ですから、一番困るのは、組夫のおやじである雇い主が困る。これはまた、組といひましても、何百名も使つておるやうな組じゃない。十名とか二十名とかで、何々組、何々組といわれる。漆生でも十組以上あるんじゃないですか。平均しても十二、三名でしょう。ですから、大きな組じゃないのです。組の親方といふのはまた雇用する方法はある。おそく、しろうとじゃないでしょうから、炭鉱経験者でしょうから。ですから、私は、こういうイージーな雇用形態といふものは残しておくべきじゃないと思ふ。今度空知でも、十二名中五名でしょう。これもわれわれは調査に行きますけれども、いま石炭政策は実に場当たりだけれども、こういうところまで一般の人々から不信の念を持つて見られるといふのは、これは私は政策が悪いと思ふ。人が集まら

ないで山がつぶれば、しょうがないでしょう。人が集まらないからというのでその企業がつぶれれば、やむを得ぬでしょう。炭鉱をやつていなければ、その炭鉱はやめてもらって、ビルドでどんだん石炭を掘る以外にないでしょう。そこまですて出炭を確保しなければならぬことはいないです。ですから、これはやはり本鉱員にするように政策を改むべきじゃないか、こういうふうに私は思います。ひとつ石炭局長からも、全般的な行政ですから、御答弁願いたい。

○井上政府委員 ただいま多賀谷先生から組夫問題につきまして御指摘がありました。この問題は前々から御指摘を受け、かつまた、私どもも、組夫問題につきましては、組夫使用というものは本則ではないという考え方を持っておるわけでございまして、御意見につきましては全面的に同感でございます。私自身も、先生御指摘になりましたように、組夫の本鉱員化ということで、いろいろ関係業界とも協議し、あるいは、つづきに現地で実情の話を聞いたわけでございますが、経営者としては組夫の本鉱員化というのを希望している向きも、私の知っておる範囲では相当ございします。ただ、従来指摘されておりましたのは、経営者が経営上の立場から安い組夫を使うという意味で安易に組夫依存があるんじゃないかというふうな御指摘もあり、私どももそういうふうな思っていた時代があったわけですが、このことは、最近の情勢で見ますと、必ずしもそうとも言い切れな

い。と申しますのは、組夫の賃金も相当高くなつております。それから、特に組夫を集める、また就業させるという場合に、やはり相当優遇しないと組夫自身も使えないというふうなことになる。むしろ経営者の中には、先生御指摘のように、組夫の本鉱員化ということの懸命な努力をしているところもございします。しかし、これも、筑豊地域において私もつづきに鉱員の方々の話を聞き、いろいろ話も聞いてみたのですが、やはり安易な生活になれておる方の中にはおられまして、本鉱員になりますと就業規則その他いろいろしはられ

るものですから、必ずしもそういう生活を好まないというふうな風潮の中にはあるように聞いております。なかなか本鉱員化がむずかしい面もございします。しかし、請負夫の方のすべてがそういう状態だとは思いませんので、やはり、これは経営者がもうちょっと熱意を持って、そういう組夫の方々の説得して、本鉱員になつてもらふ努力をさらにしなければいかぬというふうに考えております。

それから、組夫規制の問題につきましては、御指摘のように、やはり絶えず私ども注意しませんが、安易に流れますので、せつかくの御指摘の機会を利用して、近く各通産局の石炭部長ないし直接の監督に当たつております鉱業課長、これを招集いたしまして、組夫問題について今後法の運用について厳重な施行をするように指示をいたしたいというふうに考えております。

○多賀谷委員 この組夫といわれる鉱員も、かつてはどこかで常用されておつたわけですが、ですから、法の強制によつて、組夫を使つてはならぬと言へば、みな本鉱員になると私は思ふのです。そして、いわばもとの生活に戻るわけです。それは必要じゃないですか。幾ら行政通達やあるいはやがましう言つてみても、いまの制度で許されるならば、やはり本人自身も、ここ二、三年は組夫生活になれてますから、なかなか踏み切りがつかない。ですから、企業家のほうもやはりなかなか本鉱員にするといつてもむずかしい。しかし、炭鉱にはある時代に組夫という制度がなかったのだから、それをもとに戻すには、これは少しひどいかもしれないけれども、法の強制によつてやる以外にはない。あなた方ができなければ、法の強制でやる以外にはない。そうすれば、秩序というものが昔に返る。それは一時若干出炭が減るかもしれないけれども、いま財源もかなりあるというので、一時混乱があつても、すぐ正常な状態になり得ると考えるわけです。そして、いつも私が言うのですけれども、通産省はこの組夫を差別しておるでしょう。合理化法によつて山を閉山する場合に

は、組夫には一銭もやらない。本鉱員だけを対象にして離職金をやつておるわけです。そういう差別をされた組夫。ですから、こういう存在を許すことが問題じゃないですか。立て坑の開きとか、あるいは大きな坑道の掘きとか、組夫じゃなくして社外工ですね。組夫じゃないです。社外工という全然別な人間、専門家が来てやるわけですから、それはそれで私はいいと思うのです。ですから、原則としては組夫は認めない。この第一添生では、組夫を差別しているわけじゃないです。聞いてみると、四人一つの箇所で作業しておつて、二人ずつ分かれて休んでおつた。そして二人はなくなつておる。助かつた二人は組夫と本鉱員、なくなつた二人も組夫と本鉱員、こういうふうになつておる。ですから、考えてみると同じ仕事をしておるのです。四人のうち二人は組夫で、あとの二人は本鉱員で、同じ仕事をして、そして亀田さんといふのは別の仕事をしておつた。ですから、こういう点もひとつ抜本的な対策を講ずべきじゃないか。いままでのような通達とかそういうものじゃ、とても規制はむずかしいだろう。現実には山野から、その後は組夫を減らしてありますが、その山野においても、現在まだ組夫が三百八十名おるわけですよ。これは山野なんかは少ななくなつたほうでしよう。ほかの筑豊炭田の山を見ると、相当組夫がいるだろう、かように考えられるわけです。これはひとつぜひ協議をして対策を出し、法の規制が要するならば法律改正を出していただきたい。このことを政務次官のほうから御答弁願いたい。

○進藤政府委員 組夫の問題は従来からいろいろ議論されておまして、私もお説きすることに同感でございます。十分に御趣意を体しまして、積極的に検討したいと思ひます。

○多賀谷委員 それから、山野の災害ですけれども、山野の災害は、あの二百三十七名なくなりました大災害の前に、海入のガス事故が起こつておつたのです。それで、この海入といわれる

層はガスが多いのでかねてから問題になつておりました。これは原料炭で優良炭であるということから、会社としてはぜひ掘りたいということ。で、先進ボーリングをしなから切り羽をうけておつたという最中に事故が起こつたのです。山野はその後、御指摘のように、この扱いについては、もし事故が起こつた場合にも他の箇所に影響がないようにというので、入気、排気が独立分流通しておる。それから、ガス自動警報器をつけて、自動的に電源が遮断されるようにしておる。保安施設についてはかなりその後万全を期しておる。ですから、この事故があつて、もし他に火源があつたとするならばまた大爆発を起こしたであらう点については、不幸中の幸いにして避けられておるわけですが、ところが、問題は、ガス突出あるいはガスを検知するためのガス抜きボーリングをしていて、労働者がなくなつておることです。これは逃げた以外に方法はないのですか。とにかくガスがあるかないかはかるボーリングをしていて、途中で、このガス突出によつて石炭をかぶつて窒息死したわけでしょう。あなたのほうはこういう場合にはどういふふうに指導しておるのですか。ちよつと後援があつたらあふないからそのときは逃げろというふうに指導しておるのですか。何か対策があるのですか。

○森政府委員 先生御指摘のガス突出でございしますが、これは非常にむずかしい問題で、特にガス突出を予知するといふことはなかなかむずかしい。これは外国でも非常に大きな研究問題になつて、フランスでもソ連でもいろいろやっておるのですが、まだ実は現在のところいわけゆるき手がないというのが定説になつておるわけでございします。これはいろいろ技術的にむずかしい問題でございします。で、一例を申し上げれば、ガス突出に対して、たとえばガスの脱却速度、いわゆるデルターPと言つておりますが、ソ連とかフランスでは、このデルターPが変わつてきたらどうだとかいふことを言つておりますが、こういう方法、それから、上下盤の接近がある場合というふうなこと

は、組夫には一銭もやらない。本鉱員だけを対象にして離職金をやつておるわけです。そういう差別をされた組夫。ですから、こういう存在を許すことが問題じゃないですか。立て坑の開きとか、あるいは大きな坑道の掘きとか、組夫じゃなくして社外工ですね。組夫じゃないです。社外工という全然別な人間、専門家が来てやるわけですから、それはそれで私はいいと思うのです。ですから、原則としては組夫は認めない。この第一添生では、組夫を差別しているわけじゃないです。聞いてみると、四人一つの箇所で作業しておつて、二人ずつ分かれて休んでおつた。そして二人はなくなつておる。助かつた二人は組夫と本鉱員、なくなつた二人も組夫と本鉱員、こういうふうになつておる。ですから、考えてみると同じ仕事をしておるのです。四人のうち二人は組夫で、あとの二人は本鉱員で、同じ仕事をして、そして亀田さんといふのは別の仕事をしておつた。ですから、こういう点もひとつ抜本的な対策を講ずべきじゃないか。いままでのような通達とかそういうものじゃ、とても規制はむずかしいだろう。現実には山野から、その後は組夫を減らしてありますが、その山野においても、現在まだ組夫が三百八十名おるわけですよ。これは山野なんかは少ななくなつたほうでしよう。ほかの筑豊炭田の山を見ると、相当組夫がいるだろう、かように考えられるわけです。これはひとつぜひ協議をして対策を出し、法の規制が要するならば法律改正を出していただきたい。このことを政務次官のほうから御答弁願いたい。

○野田委員長 次に、内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案及び産炭地域

らぬわけですから。そうすると、年々補償がいま一体どの程度あるかというと、有資力が十億円です。無資力は今年一億五千万程度予算措置をしてもら

そこで、特定のものとすることは無資力だけであるということは、質問をする私もうかつであつたということを引きよう率直に認めているわけでありませう。そこで、無資力は認めていただいておりますが、有資力の問題はある程度認めていく

必要があるのではないか。それは十億も二十億も認めろとは申しませんが、先日の御説明によりますと、少なくとも無資力についての施越しは大体三億程度認めている。そすると、無資力よりか、有資力の鉅害復旧というものは、まだ生きておる炭鉱は多いのですから、大手はほとんど生きておるのですから、この三億の倍、五、六億くらいは特に今年については認める必要があるのじゃないかということなんです。来年の予算の勝負は、そのあとにどうするかということを議論すればいいので、今年そのくらいのことを認めないと、とてもやっていけない。四十七年度までの計画で見ますと実際は七十一、二億程度やらなければならぬのに、三十三億のペースでは、半分以上しか認めていないのですから、相当施越しを必要とする、こう思うのです。先日の農地局長、三木通庵大臣の御答弁は、滝井君の言うことはわかった、農地局と通産省一体となって大蔵省と折衝してみよう、こういうことになったのです。そこで、これは一に吉瀬主計官のほうで認めるかどうかということにかかってきたわけです。これはひとつきよう明確な御答弁をいただきたい、こう思うわけです。

○古瀬説明員　ただいま滝井先生から御質問がございましたように、有資力鉅害復旧につきましては鉅業権者が相当の熱意を示してきておりまして、その結果有資力の復旧工事は相当促進してきておるといふような現状であるやに伺っております。

昨年滝井先生から御質問がございました、私ども特に施越し工事を無資力に限定いたしましたゆえんのもものは、やはり、無資力鉅害被害者が、毎年賠償額が足りなくなつたあととかにもみじめな状態である、鉅業権者が無資力であるというような状態から、生活上も非常に困難がある、一方復旧工事促進はぜひとも必要である、こういうような二つの点から勘案いたしましたして、農林省、通産省とも相談いたしましたして、無資力鉅害の復旧につきましては一定のものにつきまして施越し工事を認める、こういうことにいたしました次第でございます。しか

し、施越し工事につきましては、先生先刻御承知

のとおり、やはり予算制度の本質から見ますと若干はみ出した制度になるわけであります。したがって、補助金適正化の中央連絡協議会でも、施越し工事を認めるにあたりましては、真に国民経済上・公益上やむを得ざるものに限定しよう、そういうような精神があるわけでございまして、そういう点で私どもといたしましては、施越し工事の拡大につきましては慎重にならざるを得ない実情があるわけでございます。しかしながら、鉦青復旧がやはり公共事業における災害復旧と同じような性格を持つておる、そういうような実情もございまして、また、先ほど御指摘のとおり、産廃地域における鉦青被害者の現状、これは相当窮乏状態を告げているというような事情もある、こういうことから勘案いたしまして、先刻来通産省また農林省とも相談いたしまして、有資力の鉦青復旧につきましてもこれを前向きの方で検討したい、そして年度末までには解決したい、こう考えている次第でございまして、ただ、施越し工事が起こる事情は、従来から継続してきた工事が中断するとか、そういうような実態がまずあることが必要でございまして、当初きめられた予算額を、あらかじめこれだけの額は施越し工事を認めるというわけには、なかなかまいらないわけでございます。これは、予算の年度区分の原則から申しましても、やはりそういう制約がつくのは、現在の財政法、会計法のもとではやむを得ないことであると思ひます。したがって、どの程度の施越し工事をやるかかということは、やはり、今年度の予算の実行を補正しまして、年度末に近くなりましてから決定されるのではないが、こういうぐあいに考えております。しかしながら、先生の御質問の御趣旨にもありますように、このような実情にかんがみまして、有資力鉦青につきましても、真に公益上やむを得ないものにつきましては前向きに施越し工事を認める方向に進みたい、こう考えております。

○滝井委員　御存じのとおり、政府においては、これは景気刺激を政策の一環として七割契約をややうろという意思があるわけです。それで、少なく

とも四割は上半期くらいに実施してまいりたい。このことは、予算上のワクはありますけれども、いわば広い意味の施越しの変型みたいな形をとっている。実際、いままではとても年度の上期にそんな工事はやつていない。下半期になってそれが集中しておった。ところが、それを上期にやろうという。こういう景気刺激という、鉱害を受けた農民の切実な願いよりかむしろもつとレベルの低いものにさえ政府は七割も契約しよう、こういう政治的な意図があるわけです。御存じのとおり、鉱害復旧というやつは、過去のものを見ても、鉱害復旧としておったところはよい復旧ができるわけですが、ところが、いままで閉山する目標も何もなく、炭鉱が、突如として閉山しておる。ところが、たゞは、われわれのところでは、多賀谷さんのいま質問をした三井山野とか、あるいは三井田川などというところは、当時、第一次の有澤調査団の少し前までくらいは、だれも閉山するとは思わなかった。何十億という金をかけてドイツのシーメンスから立て坑を持つてきて、そうして東洋一の立て坑だといって観光にまでなっておった。ところが、ある朝、夜が明けてみたら、もはや炭鉱は閉山だ、こういう実態です。突然変異です。したがって、そういう炭鉱は、まだ二十年も三十年もあると思っておるから、鉱害の復旧なんかやつていない。ところが、そういうのが突如として御臨終になった。脳溢血と同じです。だから、親子が間に合わないという状態です。ようして、急激に、ことしならことし、来年なら来年から鉱害復旧をここに五、六年のうちにやらなければならぬ、こういうことになる、実績がないから予算をつけないのです。幾ら言ったって、大蔵のほうも予算をつけない。そうすると、炭鉱に熱意があれば施越しを認めてやるという形が必要になる。すなわち、景気刺激のために七割の契約を結ぶということになれば、それよりかむしろこのほうがレベルが高い、重点度は高いと思うのです。

それで、いま前向きにということでもございしたが、これを年度末近くで決定してもらつても、これまた効果がないのですね。御存じのとおり、年度末ということになると、工事はやりいいかもしれないけれども、春工事その他やるような形で同意をとつて、年度末になって施越しを認めないと言われたのでは、これはアブハチとらずです。ますます混乱を大きくするという問題があります。そこで、いま吉瀬さんが言われた点について念を押しておきたいのですが、この前ほくは、特定のものについてという、これでごまかされた。あとから速記を読んだ。ほくは、実は、そんなことはない、有資力も無資力も認めるのだ、こうなつたと思つてゐた。ところが、農林省のほうから、そうではありません、きちつと大蔵省の答弁は特定のものにと書いてあると、赤鉛筆で引いて持つてきた。なるほど特定のものと言つてゐる。これでごまかされたかと思つて、あとでじんだを踏んだけれども、あとの祭りです。そこで、これはけすのあと知恵になりますけれども、一年おくれでやむを得ないと思ふのです。そこで、いまの前向きということは、今年度から、これは私は何もかきということはない、今年度から、これは私は何もかきともやれとは言いませんので、ケース・バイ・ケースで、県なり現地の鉱害部が、やはりやらざるを得ない、あるいは熊本農政局もそれはやらざるを得ないだろうというものについては、彈力的にひとつ早目に認めていただく、こういう形のもので理解してよろしいかどうか、もう一回御答弁いたしたい。

○吉瀬説明員　そのとおりでございます。

それから、年度末と申し上げましたのは、極端でございまして、やはり四・四半期、少し幅広い決定を要する必要があると思ひます。

○滝井委員　ここでのくらの認めるかというより、うなやばな額の迫及はいたしません。特にケース・バイ・ケースで前進をしていただきたい。きょうはなかなか吉瀬さんはものわかりがよくて、非常によろしいです。

もう一つ、今度は、これも吉瀬さんと柴田さん

に關係しますが、これは吉瀬さんがそのほうの主計官でないで、ほんとは自治省關係の主計官にも来ていたかなければいかぬかと思ひますけれども、柴田さん実力があるから……。御存じのとおり、いまのように鉅費復旧をビツチを上げていきますと、有實力、無實力の復旧が非常に大きくなるわけですから。將來発生分も入れて八百三十九億というばく大な鉅費量があるわけですから。これを促進してここ七年くらいにやる。どうせこれは七年でできなければと延長しなければならぬといふことは、先日ここで通産當局から、そのときは延長せざるを得ない、当然のことだといふ御答弁がございました。そうすると、たとえ四十年度に国、県、鉅費復旧の鉅費復旧における負担率が変わったわけですから。そうして、たとえ農地で言いますれば、有實力の鉅費復旧の場合は、三五％負担をしなければならぬのを一五％と、半分以上に切り下げたわけですから。そして、二〇％の切り下げ分を国と県で負担することになったわけですから。したがって、国は、たとえ農地で言えば、五三・九五が七〇・五五になるわけですから。県が一・一〇五が一四・四五、こういうふうに非常にふえてきたわけですから。無實力の場合は、幸い農地等については従来のままだし、それから、地盤等のかさ上げ、家屋復旧、これはむしろ三五の県の負担が三〇と減ったわけですから。ところが、これは率は減りましたが、鉅費復旧の絶対量がふえてきたものであります。県自体の負担というものは、有實力で増加をし、無實力でも絶対量がふえたために相対的には負担金額はふえる、こういう形になってきたわけですから。典型的に集中してあらわれたのが福岡県の財政で、たとえば総支出予算の〇・四％くらいになってきておるわけですから。県の負担というものが三割をこえて増加をする。これは、御存じのとおり、昨年柴田さんにも来てもらひまして、こういう負担分については特別交付税でことしは処置をいたします、しかし、来年は、滝井さん、われわれもやるが、あなたたち国会のほうもひとつ適切な措置をとってもらひたい、こういうふう

に柴田さんからげたをはかせられたことを覚えております。そこで、この問題をその後に自治省としてはいくつか措置をしたのかどうかということですね。四十年度は特別交付税で見ます、こういうことでその場を一応切り抜けた。ところが、この時の予算書その他を見ますと、何にもこのことについては触れていないのです。これはあなたの方としてはどういう方針をお持ちなのかということですね。

○柴田(護)政府委員 昨年の経緯につきましては、ただいま御指摘のとおりでございます。実は、四十一年度の予算編成の際までにこの問題を片づけたかったのでございまして、通産省當局におかれましては鉅費調査をやっておるから、鉅費調査ができたところでもってこの問題の再検討をしようじゃないか、こういうお話もございまして、われわれのほうもいたしましては、その鉅費調査の結果、どのような形で鉅費復旧事業が將來行なわれるかということを見まして、この問題に對する最終的な気持ちを固めたい、こういうことになっておるわけでございます。

○滝井委員 その鉅費調査はもう終わったわけでしょう。

○井上政府委員 終わりました。

○滝井委員 そうしますと、いま申しましたとおり、將來発生分も加えて大体八百三十九億というばく大な額になるわけですね。このおそらく八、九割というのは福岡県に集中していると思うのです。そうしますと、私も昨年度農地における財政の特別措置をやったわけですから、一方においては特別措置で財政を軽くしてやっておる。ところが、一方で鉅費のことで重くしてやっておれば、差し引き何にもなくなつて、実態としては、してやらなかつたと同じになつてしまふのです。それは、してもやらなかつたよりいいですけれども、そうしますと、この問題を四十一年度で解決をしてやらなければ、これは話にならぬことになるわけですが、鉅費調査が終わつておるし、方針を何か形で出してやらなければならぬと思う

のです。しかも、御存じのとおり、今国会では、すでに衆議院を通つたと思ひますが、地方交付税等の改正もやつたわけでしょう。そうすると、そのときに単位費用その他の關係もあつて、これを解決してもらつてやらなければならぬわけですね。どうしてかという、御存じのとおり、いままでの解決のしかたというのは、農地の有實力で言えは、一・一〇五が一四・四五に増加をする、そうすると、一四・四五を二〇〇と見るならば、八割は起債ですね。そうすると、八割のうちの五割七分というのはいは普通交付税でいただくわけですね。四割三分は自己負担。それから、残りの二割のうち、八割が特交で、二割が自己負担。結局、一〇〇のうちの三八・四を自治体が見なければならぬことになるわけですね。そうしますと、自治体は加害者ではなくて被害者です。有實力であつても無實力であつても、被害者なんです。その被害者である自治体みずからの財政が非常に苦しいときに、また炭鉱の負担まであと始末で背負わなければならぬといふことになる、たいへん問題になる。

そこで、たいへん問題が一つある。その場合に私が言いたいのは、起債を入割認めた、その五七％が普通交付税だといふ、この五七％というものは一体どういふものを基礎にすべきめられたのかといふことなんです。

○柴田(護)政府委員 そういふようなお尋ねがあるのだらうと思つて実は参つたわけでございますが、これは緩慢災害といふ考え方を従来とつてきておるわけですね。たとえば地すべり対策あるいは海岸侵食といったような問題でございまして、こういうものと同じように、まあじわじわと災害が起つてくる。そういうものに對しては、本来から言へば、災害復旧じゃございせん、むしろ、何といひますか、災害予防的な面を加えた復旧、こういう形から、普通の災害復旧事業債とやや違つた形の、まあ予知し得る経費という意味があるわけでございますけれども、そういう意味合

低めた特別交付税の計算方法といふものにとつてきたわけでございます。普通の場合は元利償還金の九五％にするわけでございますが、五七％云々というの、これはたしか災害復旧債の九五％の六割でしたか七割くらいでしたかの計算になると思ひます。そういうことでございまして、私どもは実は最近そういう考え方、若干疑問を持つておるわけでございます。つまり、災害というのは、先ほどお話がございましたが、いわば突然やつてくる。したがって、その復旧については、もちろん被害者もあるわけでございますけれども、国、地方団体が共同でこれが復旧につとめるという姿が本来だと思つたわけでございますが、鉅費復旧でございまして、あるいはいわゆる公の害といふたようなことについては、これはある意味では予知し得る害じゃないか、いわば無過失責任とは言えないといふような感じがするわけでございます。そうしますと、こういうものについては、本来ならばやはり一種の保険制度、人間にも生命保険があるわけでございますが、こういうものについては社会的な保険制度があつていいんじゃないか、こういう感じを持つたわけでございます。そうしますと、公の害も含めまして、若干考え方を變えていかなければいかぬんじゃないかという感じが実はちよつとするわけでございます。現実問題としていましては、それは言つてみても、炭鉱も疲弊しておるわけでございますから、いまさら炭鉱についてはそれはいかぬかと思ひます。しかし、今後鉅費といふものはやはりあるわけでございます。いまの鉅費だけが鉅費であつて、今後ないかといへば、地面を掘れば鉅費が起るにきまつておるわけですね。そういうものは、予知し得るものとして、財源対策といふものを考へてもいいのだらうと思つたわけでございます。

そうしますと、今日の国、県、鉅費復旧の三者の負担といふものはおかしいじゃないかという感じを強く持つのでありまして、單なる財政的事由ではなくして、こういうものに対する社会的責任といふものを国と府県、地方団体、それから鉅費

者といふものがどういふ形で分担すべきかという問題は、これはあらためて検討さるべき、また慎重に検討さるべきものではないかろうか。無資力のものは、もうすつからかんになっておるのですから、いまだらうというわけにもいかないのだ、しようがない。本来から言へば、無資力のほうも有資力のほうも、保険制度があれば、それに對する対応策があつたはずでございますが、残念ながら今日までなかつた。無資力のものはしようがない。しかし、有資力のものについては、今後のこともあることとございますから、そういうものも含めて検討すべきじゃないか。財政の見地から言いますならば、鉱害復旧を早くやるべきことは、これは御指摘のとおりでございますが、早くやるためには、地方負担といふものをどしやるか、それに対する財源措置をどしやるかという問題について総合的に考へてまいらなければなりません。そういう意味では、私どもが今日までとつてまいりました鉱害復旧に対する財源措置、あるいは国と府県と鉱業権者との負担割合といふようなものにつきましては、さらに検討すべき問題が残されておる。したがつて、鉱害量調査も出てきたわけですから、これをどういふ形でやるかという通産省のお氣持ち、大蔵省のこれに対する意見といふようなものを総合して地方負担に対する態度をきめたいといふふうに思ひますのでございまして、現状の負担割合が決したいとは考へておりません。

○滝井委員　いまの御答弁の中で、起債八割の五七割を普通交付税でやるということについての考へ方にはやはり疑問を持つておられる。同時に、三者負担の問題、国、県、鉱業権者の負担の割合等も検討する必要があるし、場合によつては保険制度といふようなものを考へてみたらと、こうおっしゃるわけです。ところが、御存じのとおり、この鉱業権者というものが、あとでも触れますけれども、もはや、そのみずからの力というのは、行使するだけの能力を非常に欠いておるわけですね。もう国鉄の運賃もまけてもらわなければならぬ。それから、自分のところの労働者の首を切るため

には、この首切りの金も国から借りなければならぬ。借りた金の利子も補給してもらわなければならぬ。全部国にやってもらつておる。何を自分がやつておるかという、掘り出した石炭を売ることだけしかやつておらぬです。自分でやつておるのは、掘った石炭を売っただけです。それだけの能力しかないのです。売り方もへたな売り方で、売り先は井上さんのほうの世話を受けなければ、電力も鉄鋼も買つてくれない、こういうことで、石炭を掘つて売るということだけ、しかも売り先を国から見つけてもらわなければならぬという哀れな状態。これを、いまの段階で保険制度をやろうといったつて、できる段階ではない。社会党は国有化を主張している段階ですから。そうしますと、これは、好材料が立つて、非常に長期の展望で政策を立てるという状態ではないわけですよ。そうすると、いまの当面の問題としてどうするかという、自治体の負担を軽くしなければならぬ。現在、八〇%の起債のうち五七%の普通交付税というものを、いま御指摘のように緩慢災害で見ておる。すなわち、海岸の侵食とか地盤の沈下とか、あるいはシラス地帯のような地すべりとか特殊な土壌ですね、こういうようなものとして見ておるわけですよ。ところが、実際に鉱害の実態を見ると、下を掘られて、それは普通地下水を揚げて地盤が徐々に沈下していく状態とは違うわけですよ。下は全く空洞になつてしまつてゐるわけだ。そして、もはやその土地というものの価値がほとんどなくなつてゐる。災害であつと大水が来て田畑を洗つてしまつても、洗つてしまつたのは表面だけで、これはすぐ戻るのです。ところが、炭鉱地帯のやつは、もとよりとおりにしようとするれば、大きな金がかかる。一反歩のたんほに本格的にやろうとすれば、いま限度が四十五万くらいですか、百万とか百二十万もかけなければならぬ。そのたんほをもう別に買い上げたほうが得だという実態もあるわけですね。そういうところに、やはり農民がそれではなければならぬと言へば、百万かけても鉱業権者としては復旧しなければならぬことになる。とてもそ

うものを経験災害であるなと言えないわけですね。それから、土地の価値が非常に落ちている。この前も言いましたが、もはやそこではビルを建てるができない状態になってしまっておるわけです。災害のときなら、上が洗われて家が流されても、あとでまた建てられる。その炭鉱地帯は、新たにビルに建てかえようとしても、ビルはだめなんですよ。下が空洞なんですから、二階建てとか三階建てしか建たないのです。三階建てはちょっと無理です。二階建てだけです。ビルを建てたって、コンクリートにひびが入ってくるといいうことになる、雨漏りがする。コンクリートの雨漏りくらい処置しないものはないわけですね。ところでコンクリートの家の上にまたもう一つ、屋根を置いていきます。そういう実態ですから、コンクリートで家をつくったって、ビルを建てたって、その上にまたトタンぶきを置かなければならぬということなんです。そういう実態で、普通の緩慢災として扱うわけにはいかぬですね。やはり、地すべりとかこういふものは、いまあんなたの御指摘になった災害復旧事業債、いわゆる九割五分ですね、これにしなければならぬと思うのです。それから、いまあなたの御指摘になったように、その測定値と単位費用との関係で、片や一〇〇と見て九割五分かかりますよ。ところが、これは言われるように六〇にしか見ないでしょう。ここにも不合理があるのです。六〇に見て、それには九五をかけて五七となる。第一、そういうふうに、初めから低く見て五七にしているわけです。ここが、鉱害地では、土地の価値が非常に急激に下がって、もはや将来に向かって回復させようとするれば、ごく大なる金を入れなければならぬ。ごく大なる金を入れれば、鉱業権者も国も自治体もそれにたえられないというので、いかにげんなり復旧しかやらないう。これをいわゆる効用回復と言っているでしょう。三メートルも四メートルも地盤が下がっている。しかし、いまの段階で見ると、一メートル上がった水が上がってこないんだといって、一メートルだけしか上げてくれないわけです。こういう

ように効用の回復だけなんですね。もとのとおりしないわけですよ。災害は、これはもとのとおり復旧しますよ。われわれは、それはそれだけではいかぬから改良を加えよ、こういうことなんですけれども、鉱害復旧というものは、とにかく効用を回復すればいいという形です。だから、筑豊で、われわれのところでも、三メートルも四メートルも下がっているけれども、地盤を上げるのはそんなに上げない。そんなに上げたら、この八百三十九億はおそらく三倍ぐらいになる。二千四、五百億ぐらいいかかるのです。それをやっているとないから、三倍に上げなればならぬものをどうして三分の一で済ませるかという、結局財政上の問題です。国や県の負担が多くなつて、そんなことできません。鉱業権者の負担も多くなつてできません。こういふことでしょう。そうすると、だれが一番損しているか。正直な住民が一番損しているわけです。もはや祖先伝来の土地はだめになる。だから、復旧するときぐらいいはやはり国が責任を、持つてやつてもらいたい。前例がないかといへば、あるわけですね。戦争中の特別鉱害は、自治体は一割負担で済んだわけです。九割持つちつたわけですよ。あれは鉱業権者と幾らずつか、ちよつとと忘れまじけれども、自治体は一割だけで済んだ。そうしますと自治体は積極的に鉱害復旧をや、ることになる。鉱業権者の負担が三五から一五に軽くなつてゐるわけです。ただ、国も困ります。国も困るけれども、鉱業権者や自治体が困るよりは国の困り方は軽いですよ。直接取る税源を持っていますから、自治体よりかよけにいい税源を持っていますのです。それから、人件費も自治体に比べたらずっと少ない。だから、そういう点から、私は、この普通交付税で見る五七％というものを緩慢災なんというけなことを言わずに、国土保全の立場からこの際少なくとも特交並みにすべきではないかという意見を持つてゐるわけです。これについて一体自治省なり通産当局はどう考えておるのかということです。

○柴田(護)政府委員 御意見は、現象面だけを考
えますと、お話しはよくわかります。ただ、しかし、
災害の性質から言いますならば、普通の災害より
はるかに悪質な、昔はうっておいしたものを、いま
その悪質なものがないから認めるというのに
多少引っかけを感じ、正直に申し上げて。問
題は、では今後どうするものか。今後ともやはり、石
炭産業を抹殺してしまふなら別でありませうけれ
ども、石炭産業を育てようとしてゐるわけでありま
すから、そうである以上は、やはりどうか振るに
きまつてゐる。振ればやはり災害が起るにき
まつてゐる。そうしますと、将来の問題も見きわ
めて、これはこれ、あれはあれとはつきりしたけ
じめをつけて始末をしていかなければいかぬの
じやなからうか。私どもはこの問題にいろいろ頭
を使ひます。頭を使ひますといひますか、思ひ悩
みますのは、結局、一般公害の問題に対する財源
対策をどうするかという問題と非常に深い関連を
持つから、そういうふうな思ひ悩むわけですから
で、先ほど私が申し上げましたように、現在の交
付税のやり方はいいとか悪いとかいう問題につ
きましては、私どもは決していいとか悪いとか
せん。最近、いろいろ考へてみますと、どうも少
しきまでのやり方にやはり問題があるというこ
とを内々相談して、検討してゐるわけでございます
すけれども、しかし、その前に、一体そういうもの
のに対する国、県の負担割合がこれでいいのかと
いうと、私どもはいいとは考へない。やはり、そ
ういふものを考へますと、鉱業権者が非常に
困つてゐるというのに対する救済を国と県と同
じような形でもつてかぶつてやるべきなのか、あ
るいは国がもっと積極的にかぶる姿勢を示すべき
なのかというところに問題が一つある。この問題
を片づけて、そのあとでそれに対する財源措置と
いうものも地方財政の立場からこの問題につきま
して考へていきたい。それと同時に、将来の問題
として、一体こういうものに対する鉱業権者とい
うものの責任をどのようにするかで求めるべき

か、それを復旧事業の場においてどのような形で
求めるか、それが可能かどうかということを検討
し、不可能であるかどうか知りませんが、それが
可能であるとするればどうすればいいのかがいつた
ようなことまでやはり検討していかなければなら
ぬじやないか、そうでなければおかしいじやない
だらうか、こういう感じを持つわけでございます
す。したがういふ問題、この問題は、昨年滝井先生か
らいろいろお話しがありました場合に、昨年度のこ
とは昨年度、将来のことは将来のことというこ
とを申し上げましたのは、そういうものを総合的に
考へて結論を出さなければ、その場その場で問題
を片づけては悪例を残すのじやないか、将来非常
に悪い例を残すことになるだらうということをお
もんばかりしましたので、昨年さうなことを申し
上げました。本年度は、鉱害調査の問題が出てま
いりましたので、これがどのような形で事業が執
行されるかということを見定めまして、いまま
で申し上げましたようなことを総合的に勘案して、
関係各省と話し合ひを、きめたいというぐあ
いに考へておる次第でございます。

○井上政府委員 鉱害復旧の事業量が、過去から
今日までの経緯を見ても年々増大してまいつ
てゐるわけですが、先ほどもお話しがありました
うに、今後の鉱害復旧につきましては、私どもも
昨年一年かかりまして全国鉱害調査を行ない、
これはほぼ完了いたしました。いま微調整の段階
に入つてゐるわけですが、御承知のような相当夥
大な残存鉱害があるわけでございます。これを
今後できる限り計画的に、かつ総合的な見地も加
へまして復旧してまいりたいというふうな考へて
ゐるわけですが、そうなりますと、さなきだに疲弊
しておりまして産炭地域の地方公共団体の財政に対
しましてやはり相当な負担を課するということに
ならうかと思ひます。しかし、これはまだ個人
の考へ方でございますが、やはり、鉱害復旧の問
題は、国土保全とかあるいは民生安定という見地
から特に鉱害復旧についての現在の法体制ができ
ておるわけでございますので、そういう見地か

らします場合には、もちろん根本的には賠償義務
者である鉱業権者の責任はあるわけでございます
けれども、特に現状にかなりがみまして、やはり業
者にまかしておいては十分でないという見地か
ら、特にこの国土保全、民生安定という見地を加
へて現在の復旧計画が法的にも組み立てられてお
るというふうな実情からしまして、やはり国並び
に関係道県というふうなところでそれ相応の負担
をしていただきたいというふうな考へるわけでご
ざいます。

ただ、ただいま申しましたように、産炭地域も
近年非常に疲弊しておりますので、今後増大して
いきます復旧量に對しまして、やはり相当な負担
になることは事実でございます。したがういふ
で、私どもとしましては、そういう見地から、
今後鉱害をどのように復旧し、どのように解決して
いくかという検討をいま續けておるわけござい
ますが、その検討の中で、この鉱害復旧に関連した
ります地方公共団体の負担をどのように軽減し、
どのように対処していくかというふうな点につ
いて検討してまいりたい。現在、石炭鉱業審議会の鉱
害部会におきまして、ただいま御指摘の問題点を
議題といたしまして検討することにしたしてござ
いますので、そういう慎重な検討の末、私どもとし
ては、一つの解決策といひますか、考へ方を確
立してまいりたいというふうな考へております。

なお、疲弊しております地方財政に對しましては、
昭和四十年、四十一年、全然何もしてないわけ
じやございませんで、私どもとしましては、先生
御承知のように、この前の通常国会におきまして
産炭地域振興臨時措置法の改正をいたしました。こ
例の新産都市並みの助成策を講じまして、その際
特に、産炭地域につきましては鉱害復旧事業とい
うのが特異な公共事業でございますので、この鉱
害復旧事業を特にいふゆる法で指定しております
公共事業の中に加へまして、これについての起債
の補助率のかさ上げ、こういう措置につきまし
てこれを対象にいたしておりますので、その意味で
は、やはり地方公共団体の負担の軽減のために私

どもとしても一応努力はしておるということだけ
は付言させていただきます。○滝井委員 一方ではそういう特別の措置をして
おいて、一方でどういふ負担の増をやらせるとい
うところに実は問題があることを言つてゐるわけ
です。そこで、いま両局長の御意見を聞きました
が、ともに問題を将来に譲つておるわけですが、
ところが、これは将来にだんだん譲つていくべき問
題ではないわけですか。いま石炭鉱業審議会のこ
とが出ましたが、石炭鉱業審議会の鉱害部会にお
いても、昨年の十二月六日の中間答申で、この財源
対策をさらに検討しなさいというところは言つてく
れてゐるわけですか。したがうて、当然これは予算
編成を目当てにして言つておるので、四十一年度
には何らかの措置をするといふことは、この前か
らもお互いの論議の中で出ておつたわけですか。
ところが、それができないといふことになれば、少
なくとも石炭の抜本対策の出る六月までには何か
具体案を出してもらはないと、これではやはり地
方自治体がいへんです。われわれのほうも、
福岡県の議会なり市町村長あるいは佐賀、長崎等
からしつちゅう、この問題は一体どうなつたと
言われることになる。いつも言うように、政治家
といふのはものごとを先に送るのが偉い政治家だ
といふのだけれども、こんなものは先に送れば送
るほどどうにもならぬことになつてしまふ。だか
ら、こういう問題は、いま柴田さんの言われるよう
な、国と県の負担の割合はどうするか、将来の問
題として鉱業権者の位置づけ、鉱業権者に一体ど
ういふ形で負担をさせるかといふことは、やはり
いままですでに検討済みでなければならぬこと
になつておる問題なんです。しかし、できておら
なければ、幾ら言つたつて泣き子と地頭には勝て
ませんからどうにもなりません。どうですか、六
月の抜本策までには、地方財政の負担軽減の方法
について、大蔵省も入れて通産当局と自治省の財
政当局と話し合ひの上で一体結論が出せますか。

○井上政府委員 先ほど申しましたように、た
だいま鉱害復旧の問題にからみます地方公共団体

一体どうしてでしょう。

の負担増の問題につきまして石炭鉱業審議会の鉱害部会におきまして検討中でございます。一つの重要課題として上げております。検討中でございます。この結論は、私どもの見通しでは、大体おそくも六月末までには一応得たいというところで、ただいま鋭意努力いたしております。おそろくそのころには一つの考え方、一つの対策というものが出るのではないかと考えております。また、出さなければいかぬというふうに考えております。また、その内容につきましては、どのような措置になつて出てくるかということにつきましては、ただいま検討中であり、あるいは審議中でもございまして、いまここでにわかに申し上げるわけにはいきませんが、ただ、いずれにいたしまして、やはり、国と道県、賠償義務者との現状における適切な負担割合ということになるのであるというふうに考えております。

○満井委員 税、きょうはここで内容をお聞き申し上げようとは考えておりません。しかし、やはり六月末までには抜本対策とともに地方の財政の抜本対策を出すことが、これは去年柴田さんがここにきて特別交付税で措置しますというところを大臣に補佐して答弁させるまでの経緯から考えて、私は当然のことだと思つております。そこで、これは柴田さんのほうもひとつ具体案をどうしと遠慮なく出していただくし、井上さんのほうもそれを討議資料にして六月末までにひとつ結論を出していただきたい。こういうことで政務次官よろしいですか。

○進藤政府委員 けっこうでございます。さよう取りはからいます。

○満井委員 ぜひひとつそれをお願いいたします。それから、それに関連して柴田さんにお尋ねいたしたいのは、官報で自治省の財政に関する省令を出した場合、鉱害復旧事業に要する経費は八割を見ることになりましたね。ところが、県については自治大臣の定める方法により措置するとなつて、八割という数字が抜けておるわけです。市町村は八割という数字があるんですよ。これは

〇柴田(護)政府委員 先ほどの鉱害に対する財政制度の問題でございしますけれども、これは、私どもは四十一年度の予算編成の際にきめたかったのでもございますが、ただ、先ほど来お話し申し上げましたような鉱害の調査がおくられておりました事情等でおくられておりましたので、急いで話を取りきめるようにしたいと思つております。

な、お尋ねの点はちよつと私に記憶がございせんが、おそろくは、その災害復旧事業債の認定の問題で自治大臣がきめるということに書いてあることだと思つております。内容は同じ八〇%でございます。

〇満井委員 ただ、官報を見ますと、どうもちよつと勘ぐるわけです。県については八割と書かずに、自治体は八割と書いてある。県には書いてない。というのは、県は市町村より財政力が強いのでふやすことはない。減らすのじやないかという疑いを持たれたわけですね。いままで八割と書いておつたのです。ところが、それが、自治大臣が定める方法により措置する、こうなつておるのですね。そういう疑いを持たれたけれども、いま八割でやるという言明を得ておりますから、それで安心をしております。

そうすると、もう一つお尋ねをいたしたいのは、昨年同じくこの委員会、鉱害基金から鉱害復旧事業団に融資をしないかというところを、これもまた一時間ばかりございしやしないが質問をして、その言質をいただいたわけですね。ところが、何か聞くところによると、基金から復旧事業団への融資は四十年度はやらなかったという話なんです。国会で言明をして、やるというところだったのが、これはほんとうにやらなかったのか。その場合に、四十一年度はやることになるのかどうか。

御存じのとおり、鉱害復旧事業団というのは現在特に無資力鉱害その他について相当の仕事をやつておりまして、たとえば、九州の鉱害復旧事業団の四十一年度の無資力の復旧量を見ると二十七億円。二十七億円というのは、一番初めに無資力鉱

害を始めたときに比べて千二百三十倍の事業量になるわけですね。それから、直営事業量が二十三億、当初の百倍。こういうふうに、事業団が相当仕事をやるわけでしょう。そうすると、やはり鉱害復旧事業団に基金から金を出すというのには、右の手から左の手に貸すような感じがしますけれども、これは無資力鉱害復旧をやるには支障的な役割りを演ずるわけでは、この前私が法律論をたてにして質問したら、それはよろしい、貸しますと、大蔵省の理財局の資金課長も来て言明をしておるわけですね。四十年度に貸したか貸さなかつたか、私の聞くところでは、借れなかつたというふうな話も聞いておるのですが、その実態をまず御説明願いたい。

〇井上政府委員 四十年度は、お説のように、融資をいたしておりません。四十一年度におきましては、ただいま、案件を検討いたしまして、大体一億程度のものを融資しようというふうな考え方を持っております。

〇満井委員 それでは、まあ一億ではちよつと少ないけれども、まだ一回も貸したことがない、初めて貸す場合ですから、あるいは一億でもやむを得ないかと思つておられます。やはり国会で言明したことはひとつ実行してもらいたいと思つておるのです。これは、貸すというのについて横やりを入れたのは、あるいは言明をした大蔵省の理財局かもしれないと思つておられます。そうだとしたら、もう一ぺん理財局長も来てもらつて、はっきり確認をしておかなければいかぬと思つておられます。井上さんのところのベースだけでやつておつた話にならぬと思つておられますが、それは一体どこからアインワントが入つて、横やりが入つてそういうことになつたのですか。

〇井上政府委員 鉱害課長から詳細にお答えしたほうがよいと思つておられますが、私の承知しております範囲では、横やりなどということではなくて、一応やりくりがついたというふうに私は了解いたしております。

〇佐成説明員 ただいま御質問のございました鉱害基金から鉱害復旧事業団へ融資することにつきましては、四十年度におきましては、鉱害基金の融資財源十六億円という中から鉱害権者に対する賠償資金融資あるいは鉱害予防融資というものに充てたいと思つておられます。融資源も非常に苦しいと思つておられます。また、かたがた、鉱害復旧事業団のほうも、内部留保の金額あるいは市中金融機関からの借り入れというふうなもので工事所用資金をまかない得ることができませんでしたので、四十年度は鉱害基金からの融資をしなくて済むという事態であつたのであります。

四十一年度におきましては、先生御指摘のように、鉱害復旧事業団の工事執行者としての工事量も非常に拡大いたしますので、当初から財政投資計画におきまして一億円を鉱害基金から鉱害復旧事業団に対する融資のワクといたして設定いたしておりますので、四十年度と同様、内部資金あるいは市中金融機関からの借り入れと合わせまして、この一億円という融資で鉱害復旧事業団の機能を営み得るというふうにわれわれは考えております。

〇満井委員 ぜひひとつ間違いないように実行をしていただきたいと思います。

次は利子補給です。石炭鉱業の合理化資金の利子補給として、四十年度に九億五千万円、四十一年度に五十億三千二百万円の利子補給をおやりになつたわけですね。そこで、まず第一にお尋ねをいたしたいのは、この四十年度の九億五千万円の利子補給というものは、どういう会社にどういう形で利子補給をしたのか。多分これは政府関係機関から借りておる金だけについてだつたと思つておられます。その実態をまず御説明願いたいと思つておられます。

〇井上政府委員 昭和四十年度の利子補給につきましては、先生御承知のように、政府関係金融機関の融資残高につきましては、これは昭和三十九年度末残高でございまして、それにつきまして、特にまじめに働いておつてなお赤字を計上せざるを得なかつたというふうな企業につきまして交付し

たわけでございます。対象企業といたしましては、一応二十二社、大手は十一社、それから中小が十一社、合計といたしましては約九億五千万円という内容になっております。

○滝井委員 その各社の、大手十一社と中小十一社の九億五千万円の内訳をひとつ資料として出してもらいたいです。

○井上政府委員 ただいま答弁いたしました内容は、誤解のないようにちょっと訂正させていただきますが、対象企業として大手十一社、中小十一社でございまして、そのうち、年内に交付いたしましたものは、大手十一社、中小二社でございまして、中小は、羽幌炭鉱と飯野炭礦でございます。内容につきましては資料をもちまして御報告申し上げます。

○滝井委員 あとで、各社にどういふ割合で配分したかをぜひ資料で出していただきたいと思いますが、今度利子補給の対象債務の範囲を拡大するといふことが言われているわけですが、四十一年度分のこの五十億三千二百万円というものをどういふことで使うことになるのか、利子補給の方針をひとつ詳細に御説明願いたいと思います。

○井上政府委員 四十一年度の利子補給の方針につきましては、これも四十一年度の予算編成に際しまして昭和四十年年度の利子補給制度を内容的に拡大いたしまして、まず対象の資金でございますが、残高でございますが、これは、当初四十年年度のときは、先ほど申しましたように、財政資金の融資残高ということに限定いたしておりましたが、今回は、さらに、特に再建整備を必要とするというより企業につきましては、市中銀行の金利につきましても約三割程度の利子補給をいたしたいというふうに考えております。それから、さらに、政府関係金融機関の中でも、従来は、御承知のように、これは開業銀行の資金と合理化事業団の整備資金ということに限定されておりましたが、今回は、さらに、合理化事業団の再建資金、それから鉱害基金の融資の残高、これを新規に加えました。さらに、中小公庫につきましては、従来は設

備資金だけでありましたが、長期運転資金につきましてもこれを新規に加えるというよりな話をいたしております。ただし、市中につきましても、運転資金は含みませんで、設備資金と整備資金のみでございます。対象企業につきましても、市中が対象になりますものは、特に再建整備を必要とする企業という限定を加えたいというふうに考えております。

なお、内容的には、政府関係の融資につきましては、従来は一般の企業につきましては三割の利子補給でございましたのが、今回は、六・五割、つまり全額利子補給という形をとりたいというふうに考えております。

なお、融資残高の時点でございしますが、これも昭和四十年年度末ということにいたしたいというふうに考えております。なお、実際に利子補給が出されますのは、上期の決算を終わりますので、その決算内容を審査いたしまして、合理化計画を的確に遂行しながらなお企業収支が赤字である企業というよりな観点から内容を審査いたしたいというふうに考えております。

○滝井委員 そうしますと、九億五千万円というのは、二十二社を対象として、大手十一社、中小十一社だ。ところが、実際には年度内交付が大手十一社で中小二社という、九億五千万円の金は余っているわけですね。それはどれくらい余っているわけですか。

○井上政府委員 現在余っております。全額支給いたしました。先ほど言いました対象企業というものは、要するに、財政資金の交付を受け、かつ赤字とおぼしき企業としてにかく検討の対象にしたのが十一社でございます。

○滝井委員 そうしますと、対象企業が大手十一社、中小十一社あった、それが適格審査に合格したものは、大手十一社、中小は十一社のうち二社であった、そうして、その十三社に対して九億五千万円の利子補給をした、こういうことですね。

○井上政府委員 二社と申しましたのは、年内に交付したのが二社ということで、なお十一社

につきまして検討を加えておるといふような状況でございます。

○滝井委員 ちょっとわからない。中小十一社のうち二社は利子補給した。そうすると、九社が残っているわけですね。これは結局審査した結果不適格になった、対象企業であると思っていたが、調べたみたら不適格であった、こう理解していいですか、こう言っておるのです。

○井上政府委員 必ずしも不適格とはまだ断定いたしません。

○滝井委員 そうしますと、それらの九社については五十億三千二百万円の四十一年度の対象になつてくるということになるわけですか。九億五千万円の四十年年度のときの対象企業は二十二社であつて、五十億三千二百万円の四十一年度の対象企業といふものは二十二社がそのままずっと来て対象になるものなのか、二十二社というのにプラスアルファがつくか、内容がずっと変化してくるものなのか、そこらの説明をしてもらつて、同時に、四十一年度の対象企業の資料も出してもらいたいと思ふ。

○井上政府委員 四十一年度につきましては、先ほどお説の、大手十一社、中小十一社がそのまま上る性質ではございません。これは、先ほど申しましたように、上期の決算、下期の決算を見て交付額をきめていきたい、対象企業も審査したいというふうに考えておりますので、大手につきましても、十一社になりますかあるいは少なくなりますが、これは上期決算を見た上で決めたい。中小についても同様でございます。ただ、対象といたしましては、市中銀行の分につきましては特別に再建整備を要する企業ですから別でございますが、一般的に申し上げますとやはり財政資金が主体になりますので、大手、中小ともに相当数の企業が対象になるであろうというふうに考えております。

それから、資料につきましては、四十年年度のご最近までの詳細な資料は次回に提出いたしますが、四十一年度につきましては、どの企業が対象

に残るか、あるいは四十一年度に想定いたしております特に再建整備を必要とする企業というよりな点につきまして、まだ全く未定でございますので、四十一年度のほうの資料は、そういう事情でお許しをいただきたいというふうに思います。

○滝井委員 そうしますと、五十億三千二百万円の金の補給をする時期というのは、これは年度末でなければ補給しないのですか。たとえば、三月とか六月とか九月とか、それぞれ決算期は会社で違いますね。その各社の決算を見てやることになるのは、年度末になつてしまふのか、その支給する時期というのはどういふことになるのですか。

○井上政府委員 上期決算が大体九月でございしますので、早いところは六月という会社もありまして、たしか私の記憶では一つくらいあつたと思いますが、でも、大多数の企業は九月決算でございまして、十月ないし十一月ころにならうかと思ひます。

○滝井委員 ぼくもおそらくそうだろうと思ひます。そうしますと、抜本策との関係が一体どうなるかということなんです。実は、昨年以來、今年度予算編成のときに抜本策を出すということであつたわけですね。ところが、その抜本策を出ない。だから、五十億三千二百万円という利子補給をとりあへず計上しよう、そうして、その氣息えんえんたる石炭企業の命をつないでいこう、こういう施策でこれは出てきたと理解をしておるわけですね。そうしますと、いまのように、お金を支給するのが十一月か十二月、九ヶ月決算を見てからということになると、抜本策が六月に出るとそれなものは要らぬことになるのです。抜本策との関係は一体それではどうなるのか。私は、これは六月までのつなぎ、六月の抜本策が出るまでのつなぎで、おそらく実施は九月、十月になるだろう、それまでの間をつなげなければいかぬ、それまでに利子補給というものをやるのだと理解して見ておつたわけですね。しかし、いまのように、ことしの暮れにならなければ利子補給の金が出ないということになるな

らば、これは按本策との関係は一体どうなるのだ、
こうなるのです。

○井上政府委員 四十年度の予算は九億五千万円
でございましたが、これは上期決算を見て下期に
出すという事で、いわば半年分の利子補給を予
算に計上したわけでございます。したがっていま
して、四十年度の下期決算については四十一年度
の上期に検討を加えて、支出するということに
なります。四十一年度につきましては上期分は
下期に支出するといふような、順送りの交付のし
かたにならうかと思ひます。

○滝井委員 そうしますと、按本策をやる場合に、
負債との関係が出てくるわけですね。利子補給を
してやると、四十一年度の上期の分といふのは九
月にしか決算が行なわれないわけでしょう。そう
すると、それが確定をして利子補給をもらふのは、
あなたの言われるように、十月か十一月だ。そう
すると、多賀谷さんがいま横でちよつと言つてお
りましたが、四十年度の下期の分といふのは、四十
一年の三月に決算は終わつちやうわけですね。そ
うすると、その分は、一体九億五千万に幾ら足さ
なければならぬのかといふことなんです。私、実
はそこも少し疑問に思つて、あとで尋ねようと思
つておつたのですが、四十年度の十二月以降のもの
については石炭鉱業審議会の審議を経て各企業別
に交付されるなんというのを書いた文章をちよつ
と読んでみたことがあるのです。そうしたら、この予
算といふものは、一体五十億三千二百万円の中に
四十年度分として幾ら入っているのかといふこと
が今度問題になるわけですね。

○井上政府委員 下期決算の内容をただいま検討
いたしておりますので、幾らという額まではまだ
明確につかめないわけでございます。これはただ
いま審議中でございまして、もう少し待ちますと
対象企業あるいはその交付すべき額の大きさと
いふ点が検討されるかと思ひますが、目下のところ、
その額が幾らかといふことははっきりいたし
ておりません。

○滝井委員 上期九億五千万円出した、しかし、

下期は幾ら出すかわからない。そうすると、いま
四月ですから、三月の決算の終わる分についてさ
えわからなければ、いわんや、ここの景気の動
向その他から、これは需要と供給の関係なので
が、ここのは必ずしも需要はよくないんですよ。
九月の決算といふものは、よほどしつかりやらぬ
と、景気が上向いてきて、需要がさうよくなら
ないといふことになる、やっぱりの分につい
ても相当要る。ところが、予算に五十億三千二百
万円と額を計上したからには、何かそこに根拠が
なかつたら、五十億三千二百万円といふはしたま
つた予算といふものは出てこないわけですよ。

四十年度の下期分についてどのくらい、それから
四十一年度分の上期分、九月份決算分について幾
らくらいと、こう出て、そうして、それと今度は
按本策とのからみ合ひといふものがどうなるの
か。これは利子補給なんかしなくてもいい場合が
出てくる。交付公債も利子補給も全部ひくくめ
てやればいいですからね。六月に交付公債政策を
とれば、元利ひくくめてやるといふ政策だつて
あるわけでしょう。だから、その按本策との関連
のうのがどういふようにそこをかみ合つていくの
かといふことです。というのが、利子といふのは
いわば負債の鏡なんです。これだけの負債がある
からこそこれだけの利子補給をするといふことで
出てきておるわけですね。だから、たな上げをしな
ければならぬ、あるいは交付公債で処置しなければ
ならぬ額といふもの、それに見合つてこそ利子
が出てくるわけでしょう。だから、按本策との関
係といふものを十分われわれは配慮しておかなけ
ればならぬと思ひます。

○井上政府委員 按本策の関係につきましては、
ただいま審議中であることは御承知のとおりで
ございまして、今回の四十一年度の予算におきま
しては、按本策が成立いたしますまで、特に実施に
移るまでの過渡期におけるいわばつなぎ対策とい
ふような意味合いで了解いたしておるわけござ
いまして、そのつなぎ対策の中に、いろいろ近代
化資金の問題もありまして、鉱害の問題もありま

しょうが、この利子補給制度が非常に大きなウ
エイトを占めておることは御指摘のとおりでござ
います。

五十億の積算の根拠というお話でございますが、
これは、私どもの調査によりますと、昭和四十
一年の三月末の残高につきまして調べてみますと、
開発銀行が約五百二億、合理化事業団が三百十七
億、鉱害基金が十三億九千万円、中小公庫が二十
億あるわけでございます。合計いたしまして八百
五十四億三千九百万円ほどでございます。これが一応政
府関係の、先ほど申しました、対象を拡大いたし
ました再建資金とかその他、財政資金関係の四十
年度末の残高でございます。これが八百五十四億
になります。それから、なお、採択率がございま
す。先ほど申しましたように、黒字配当会社には
利子補給はしないという、ただいまそういう方針
をとっておりますので、内容を審査いたしまして
採択するわけでございます。採択率を大体八
七%くらいと考える。それに利子補給、これは全
額でございますから六・五%をかける。かけます
と、大体四十八億くらいになります。それに市中
の利子補給を加えて、大体五十億程度といふ
ふうに考えておる次第でございます。

○滝井委員 私がこの按本策を問題にするのは、
按本策といふのは、いままで私たちが昔間いろ
い配布されておるものを読んでみますと、長期無
利子の財政資金で肩がわりするといふことにな
っているのです。そうすると、六月に按本策が出
ると、これは利子を払わなくていいことになるわ
けですね。だって、長期無利子のものでは債務をみ
んな肩がわりしてやるのですから、再度利子補給
してもらわなくていいことになるわけですね。
そういう政策になるかどうか知らぬけれども、閉
山・合理化の過程の中で生じた異常債務を財政資
金で長期無利子で肩がわりするといふことになる
と、中小炭鉱の陳情を聞いてみましたが、聞くところ
によるとそんなものを大手のほうに無利子で
やる、それなら極引きと同じだ、われわれにも、
こう中小の人たちも言っておりますからね。だか

ら、そうしますと、これは利子補給なんか要らな
くなるわけですね。十一月とか十二月にこんな
五十億三千二百万円を計上する必要はない。いわ
ゆることしの三月の決算期、いわゆる下期の決算
期までの処については、これは利子補給が必要だ
と思ひます。しかし、その按本策があるならば、
いまあなたの言うように、四十一年度四十八億の
利子補給が要る、その他を入れて五十億というこ
とになりますと、この中から一体四十年度分がど
のくらいあるかちよつとわかりませんけれども、
多賀谷君は半分くらいいじやないかと言つておりま
すけれども、どのくらいあるかわからぬ。わから
ぬけれども、五十億三千二百万円については、四
十年度の下期分だけを計上しておけば、あとは全
部長期無利子の財政資金で肩がわりしてもらえ
ば利子補給は要らなくなるような感じがするのだ
がね。どうもそこあたりがはつきりしないもの
だから……。

○井上政府委員 按本策の内容はいま審議中で
ございまして明確ではございませんが、少なくとも
中間答申で按本策の方向は明確にうたわれてお
るわけでございます。それにありますと、御指
摘のように、長期無利子の財政資金によつて、閉
山・合理化過程において生じた過重な負担を
処理するといふ方針に相なつておるわけござい
ます。この内容、程度につきましてはただいま審議
中でございまして、ただ財政資金だけについて言
えば、これは全額にわたって肩がわりできますな
らば、それは利子補給はまさに重複いたすわけ
でございますから要らないと思ひます。ただ、しか
し、中間答申でうたつております異常債務の肩が
わりと申しますのは、これは当然市中銀行の融資
も対象になつておりますけれども、いわゆる石炭
鉱業が閉山・合理化過程で無理をしてやつてきた
その過重な債務、これを肩がわりする。過重と申し
ますか、異常債務と申しますか、とは一体何ぞや
という議論をただいまやつておるわけございま
して、これは、人によりまして、異常性、過重性
といふのはなかなか問題があるわけございま

て、そうなりますと、政府資金の中にも明らかに閉山・合理化過程の中から生じた過重な負担と思われるものがござります。それは私見で、まだ政府できめたわけでも何でもありませんが、私見で言え、たとえ整備資金というものは、まさに閉山・合理化過程から生じた過重な負担であります。その他、設備・運転資金、再建資金等につきましても、そういう問題はあろうかと思ひますけれども、この類が一体政府関係でどの程度になるか、市中関係でどの程度になるかという点がまだ明確ではありませんので、少なくとも過重な負担というからには全部ではない、ということになりますと、やはり現状におきまして利子補給制度は依然として炭鉱経営の窮状からしまして必要であると考えます。

なお、四十一年度の予算につきましては、抜本策がほんとうに実行されますのは、六月に答申がありまして、やはり予算措置あるいは必要があれば法律措置を講じなければ実施ができないということでございますから、六月以降の臨時国会、もし臨時国会が何らかの都合でそういう審議ができませんければ次の通常国会、ここで御審議をいただいて御承認を受けて実施するというに相なるわけでござりますので、やはりどうしても、常識的に考えますと、この抜本策の実施は、早くて年末、おそれば次年度ということになります。次年度というのは非常に不幸なことでございますので、できるだけそういうことのないようにしたいと思ひます。いずれにしましても、今回の抜本策は、相当国会審議を要する問題が多かろうと思ひますので、タイミングとしてはそういうことにならうと考えております。したがって、少なくとも上期決算の利子補給ぐらゐは実施するということをいたしませんと、つなぎにならないという実情にあろうかと思ひます。

○滝井委員 大体わかつたようなかからぬようなあれですが、非常に不確定要素が多くて、四十年度内にその方向を明白にして、四十一年度からは実施するといわれておつた抜本策が六月になる。

そうすると、六月に結論が出て、臨時国会その他の関係があつて、結局次の年になるかもしれないというふうな、なかなかあやふやな要素の多い政治季節になつたわけですね。そうなれば、四十一年度から実施すると言つておつたものが、だんだん延びて四十一年度からになるなんというところでは、これは笑われるわけですよ。だから、これはもう少しふんどうしを締め直して、石炭鉱業審議会の諸先生方その他を督促して早くやる必要があると思ひます。しかも、あいまいな利子補給を五十三億三千二百万円しているけれども、いまのようなお話だと、これも足らぬことになるのです。これもやはり補正予算を必要とするということになりますので、これはもう少し積極的に構想を固めてもらつて、こういう順序でやるのだということのスケジュールをはつきりしてもらいたいと思ひます。通産大臣お見えになるといふのにお見えにならぬから、あと一問でやめますが、ぜひそうしてもらいたいと思ひます。

それから、この前は管理炭鉱と言つたのですが、再建資金の貸し付けを受けることになつた企業、これは四つぐらゐあるのですが、この取り扱ひといふのは一体利子補給の中ではどういふ形になつていくのか。それから、抜本策をとる場合に、これらの企業といふものは一体どうなるのか、どういふ位置づけがされることになるのか、それをひとつ明らかにしていただきたい。

○井上政府委員 滝井先生がかつて前におつしやいました管理企業、私は特別援助炭鉱と称してしまひたけれども、あるいは再建炭鉱と称してもいいかもしれません。再建のために政府が援助したというところでございます。そういう種類の会社がたゞいま御承知のように四炭鉱ござります。この四炭鉱につきましては、これは四十年度の利子補給の際から、財政資金については全額利子補給するといふ特別措置を講じております。四十一年度におきましても当然そういう措置が継続されるというところになります。それから、特別援助炭鉱につきましても、いわゆる中問答申でうたわ

れております異常債務の肩がわりというふうな措置が現在ないわけでございますので、これにかわります便法として、やはり五年間元本のたな上げというふうな措置を関係金融機関の協力を得ましてやつていこうというふうな実情でございます。

それから、なお、今後の抜本策との関連でございますが、抜本策が出たから管理炭鉱はまたさらに特別にどうなるかといふことはございません。おそれ、抜本策につきましても、一般的な炭鉱の援助策といふことにならうと思ひますので、個別のところまでいま特に配慮いたしているわけではございません。肩がわりにつきましても、一般的に個別企業を審査して、過重な負担というふうなもの認定を何らかの機関で確認をして実施していく、あるいはその他の助成策についても、やはり一つの制度的な形で運用していきたいというふうな考へておりますので、いわゆる特別援助炭鉱、再建企業について特にいふことは考へておりません。ただ、中間答申のあの思想で抜本策が答申されますれば、これは常識的に、従来の再建企業、援助炭鉱に実施した以上の助成策が一般的な施策として加わるのではないかといふふうに私は考へますので、その面では、この四炭鉱は、この抜本策が出ますれば、それ相応にまた安定の基盤がふえるといふふうに考へております。ただ、しかし、現状は、日炭を除きますと、他の三社は、必ずしも経理審査会で検討いたしました当時の再建計画どおり成績をあげているとは考へておりません。少しは、行き足らぬ、計画より下回つていゝという面がござります。これは何と企業劣勢が悪いとは必ずしも言ひ切れませんが、若干この計画にズレが来ているという面がござりますので、抜本策あたりが出て従来に増した援助策が出まれば、それだけ安定度を増していくという姿にならうかと思ひます。

○滝井委員 市中銀行からの設備資金、整備資金といふのを今度四十一年度上期の決算を基礎にして拡大をしますね。そうすると、この四つの援助炭鉱については、これはどうなつておりますか。

四十年度分からはすでにやつておりますか。

○井上政府委員 四十年度につきましては日炭だけが御承知のように、要するに、日炭の施策案を不認可にした、あゝいつた経緯もありまして、日炭についてのみ市中融資についての利子補給もしてゐる。他はやつておりません。

○滝井委員 そうしますと、いまの御説明によりますと、日炭は計画どおり乗つてゐる、他のものは計画どおり乗つてゐないということになると、他のものについて、財政資金に全額六・五％の利子補給を見てやるということのほかに、どうせ四十一年度の施策として市中から借りてゐる設備資金や整備資金に利子を見てやるというならば、何か考へてやる必要があるんじゃないですか。

○井上政府委員 もちろん、四十一年度、整備資金とかあるいは鉱害基金の残高につきましても全額利子補給を追加したわけでございますから、そういった面は当然いゝわけの再建四社についても享受できるというふうに考へております。

ちよつとまだ私ことばが足りなかつたわけでございますが、日炭については、出炭計画については経理審査会で検討しました出炭計画を上回つております。したがって、全般的に成績はよろしいわけでございますが、ただ、ややこまかくなりますが、日炭については、土地の処分等がやはり計画の中に入つてゐるわけですが、それがまた日炭再建資金の一助になるわけですが、この土地処分が必ずしも計画どおり順調に行なわれていない。したがって、資金的にはやはり苦しい事情にはあるといふような問題がござります。

○滝井委員 ぜひ政務次官にお願ひをいたしたいのですが、利子補給と抜本策との関連等もきわめて重要でございますので、具体的なスケジュールといふか、とにかく、あゝいゝもこの形です、もう少し、六月には必ず抜本策をつくる、そして次の臨時国会にはこういふ形で利子補給の問題や抜本策を処理していくという腹をきめておいてもらふと、いまのようににだらだらといつておつて、いつの日に抜本策ができるかわからぬと

いうことでは困ると思うのです。そこで、この際、
經理審査会なり石炭鉱業審議會等、これらの問題
をおやりになっておるところに嚴重に大臣のほう
から申し入れをして、六月までに必ず出せという
期限を切つてやる形にしてみたいと思うのです。
す。会期をたとえば一カ月延長するとすれば、こ
れは六月の中ごろになつてしまふのです。延長さ
れた場合には、六月の初めごろまでには国会に出
せる、概要が報告できるというくらいにはしても
らいたいと思うのですよ。われわれのいないうち
にちよこちよとやつてしまつて、われわれが知
らなんだ、固まつてしまつてからわれわれ教えて
もらうということでは、ほくらは了承できないこ
この前から言つておるわけですから、できればこ
の国会の終わりくらいまでに中間報告をしてもら
うといくらいいはやつてもらいたいと思ひますが、
政府としてはそれができますか。

それから、委員長にもお願いをいたしたいのは、ぜひひとつ、この国会が終わるころ、五月十八日には終わるのですから、十日か十五日ころには、一回石炭鉱業審議会の委員にでも来てもらつて、そうして、抜本策の中間報告、状況報告等ぐらいはやつてもらいたいと思いますが、委員長、それほできるでしょうか。

○野田委員長 滝井委員にお答えしますが、できるだけ御趣旨に沿うようにいたしたいと思ひます。

○進藤政府委員 おそくとも六月中くらいには決定いたしますように、大臣にもよく御趣旨を伝へておきます。

○滝井委員　これで終わりますが、最後に、この法律の十七条であつたと記憶しておりますが、それに、いままでいわゆる役員の欠格条項で「国家公務員」と書いておつた、それを「政府職員」と改めるといふのは、これはどういふ理由ですか。国家公務員でもいいはずなのに、どうして政府職員としたのか。結局、高級官僚がおもに行く、だから、国家公務員というとおかしいから政府職員としたのか。政府職員というは高級官僚みたいなイメージを持つわけですね。そういう意味でこれ

は書いたわけですか。

○井上政府委員　これは高級職員の意味ではございません。やはり、文字とおりの意味で、広い意味でございます。特別の意味はございません。これは、法制局が明確に規定しようというような趣旨から、もっぱら立法技術上の考え方で直されただけで、特に高級公務員とかいうような意思はございません。

○滝井委員　どうも、国家公務員というほうが正確であつて、政府職員というほうがあいまいな感じが、私、しろうとから見るとするのです。国家公務員という現行法をどうして政府職員と変えなければならぬのか、理由がわからぬのですよ。政府の職員ですから、そうすると、地方公務員は入つてもいいということになるのですね。そこが何かちよつとわかりかねる。

それから、もう一つは、政党的役員を欠格条項から抜いたわけですね。これは、この法律ばかりじゃなくて、今度国会に出ている事業関係の法律もみんな抜いているわけです。これは、今後われわれ代議士もなれる、こういうことですね。政府の方針、政策をそういうふうに転換したと考えるといいですね。

○井上政府委員　そのとおりでございます。

○滝井委員 わかりました。じや、これで私の質問を終わります。

○野田委員長 多賀谷君。

○多賀谷委員　今度事業団が採掘権の設定または採掘鉱区の増加を出願するわけですが、事業団自身が隣接鉱区を持たなかった場合は採掘鉱区の増加というのはありませんか。私が聞かんとしておるのは、採掘鉱区というと一定の面積を必要とするわけですね。ですから、鉱業権の設定が要るわけです。そうすると、事実上、現在隣接鉱区で稼行している鉱業権者が、放棄しまたは事業団が所有している鉱区を掘りたい、こういう場合に、必要な鉱区が採掘権のユニットだけの場合には、一応鉱業権の設定をしなればならぬ、その鉱業権の設定をした中で、さらに隣接鉱区からの増収

を認めなければならぬ、こういうことになるわけですね。そうすると、まるまる鉱業権の設定をした方が必要である場合はともかくとして、必要でない場合には、残った鉱業権というのは消滅するわけです。というのは、鉱業権のユニットがないわけですからね。そういう形になるのですか。

○井上政府委員　御質問の趣旨がちよつとわかりかねる点があるのですが、もう少し何か具体的な例でお話いただけますと明確になると思います。

○多賀谷委員 条文でいきますと、「事業団が当該区域の全部又は一部を区域とする採掘権の設定という場合には、これは事業団の鉱区が隣接になっている場合ですね。それから、事業団の鉱区が隣接であれば、採掘鉱区の増加の出願という形であらわれる。その設定または増区をした鉱区をさらにに現在隣接において移行しておる鉱業権者に譲渡す

る、こういう形になると思ふのです。そこで、私
が質問をしておりますのは、消滅した鉱区の場合
に、隣接をし稼行している鉱業権者は新たに鉱業
権の再復活をするほどの鉱区の鉱量は要らない、
それほど必要はない場合、しかしぜひその隣接の
鉱区の増産を願いたいというわけですね。こうい
う場合に一応事業団が消滅鉱区について設定した

稼行中の鉱業権者がほしいと言った場合に譲渡する、こういう改正をいまやっておるわけですが、その場合に、事業団の持つておる、新たに取得した鉱区の一部がほしいのであつて、全部がほしいのでないという場合に、その一部譲渡ができるのか、こういう御質問だと思いますが、その場合はもちろん事業団としては一部譲渡が可能でございします。ただ、しかし、その場合は、事業団は、もと要らない、またすぐには使わない遊休鉱業権、遊休鉱区を再び持つということになりますので、通常の場合は実際問題としてはそういうやり方ではないのではないか。むしろ、今回の鉱区調整の趣旨は、消滅鉱区あるいは事業団の買収しました保有鉱区、これに隣接する鉱業権者の、これは資源の活用とか、あるいは当該事業者の経営の改善というような点、もちろん、先生方御指摘のありました保安に対する配慮、あるいは鉱害に対する配慮はして鉱業権を取得しなければいかぬわけですが、そういう実態があつて事業団は出願をする、それで鉱業権者になる、あるいは増区する、こういう行為になるだろうと思ひますので、ある程度実態の調査をした上で実施するのではないか、また、それが合理的ではないかと考えますので、実際問題としてはそういう問題はない、また、一部でも可能であるというふうに思ひます。

○多賀谷委員　やはり一部しか私の質問がわかっていないのです。事実問題として、現在稼行中の隣接鉱区の鉱業権者がある区域をほしいという場合、その区域は実は法定の鉱区面積がないのです。鉱区面積がないから、事業団は法定の鉱区面積がけの鉱業権の設定をしなければならぬわけですね。そうしないと鉱区にならない。初めから全部は掘る意思がないのです。ところが、鉱業法によつてその鉱区面積の最低限度のユニットを持つ設定をしなければならぬ。そこで、手続上どうしても確保区域というのが残るわけです。ところが、残存区域はユニットがありませんから消滅するのです。事業団が保有できないのです。自然消滅をするという形になる。なぜ私が聞くかという、こんな

ややこしい手続をなせしますか、こういうことを聞いておるのです。なぜしなすかというの、あなたのはが事業団を媒介にしてこの法律を立てておるからそういうことになる。事業団が新たな鉱区の設定をせしななければ、こういうややこしい問題は起こらぬ。隣接鉱区から直接増区の申請をさせればいいのでしょ。ですから、こういう二重のややこしい法律をなすつくりましかと、こう言うのです。しかし、この法律によれば、ユニットの面積がなければ鉱業権の設定はできないから、これは実情に沿わぬではありませんか、こう聞いている。

○井上政府委員 ようやくわかりました。そこで、先生おっしゃいますように、現に稼行中の鉱業権者が隣接の必要とする区域だけを増区すれば足りるじゃないかというおことばで、事業団がやりますと一定の法定面積に満たないことのないような体制でやらなければいかぬ、そうすると非常におかしい矛盾も起こるではないかというようなことでございしますが、事業団をなぜ媒介したかというところでございしますが、私どもの考え方としては、他の現に稼行中の鉱業権者が隣接しておるいは鉱業権の取得の出願をする、そうしてそれを通過省が許可するというよりな形よりも、むしろ、消滅鉱区について一番実態を知悉しておるいは事業団であり、あるいは非常な保有鉱区もあるわけだし、一べん事業団所有にして、それから事業団が譲渡するという形式をとりましたほうが、さらにいろいろな面で慎重を期すことにもなりますし、役所の煩瑣な事務を簡易にして、しかも丁寧に実施する、役所は役所なりに鉱害の見地なりあるいは保安の見地から監督いたすという形がとれますので、事業団を特に媒介したというところでございします。いずれにしましても、先生の御心配のようにはならないので、結局、稼行中の隣接鉱業権者の方としては、事業団保有鉱区のうち、いわゆる増区で足るとおっしゃいました区域、これの取得は事業団からの譲渡を通じま

して可能でございますから、実際にはいわゆる隣接稼行中の鉱業権者に迷惑はかけないはずであるというふうに考えております。

○多賀谷委員 それは、この際は一応事業団を媒介として、面積その他については鉱業法の特例を設けたらどうですか。消滅した鉱区を復活するなんて特別なことをやるわけですから、これは法律の特例ですから、その場合にはユニットの面積がなくてもいいという特例を設けたらどうですか。そうしないとい、鉱量の計算とか、金を払う時期とか、いろいろややこしい問題が起こる。やはり、事業団としては、ユニットとしてこれは全部買ってもらわないと、あと若干残って、それが自然消滅をしたなんといったら、これはだれのものになるのか、これだっておかしいですよ。自分は新たに設定して、そしてある部分だけ増区によって譲渡した。残った部分はユニットがなかったから自然消滅した。これはすぐ出願する人があったら一体どうするか。そのことを知っておればすぐ出願できる。これはたいへんなことになるのです。一回復活しておりますから、残存区域について何らの権限もない。合理化法の適用を受けないですよ。これは法律論争としては手続の問題で、大きな問題じゃありませんけれども、ややこしい問題が起こるのです。たとえば、そのもう一つ隣の鉱業権者がおりますと、もうそれは全く無主物の何ら権利のない、白紙の残存区域になる。ですから、別の隣接鉱区に増区願いを出されれば、これは金も何も出さないでも取れますよ。というのは、鉱業法によると、探掘権の認可、許可の停止事項が残存区域についてはなくなっておる。ですから、反対側の隣接鉱区から瞬間的に増区申請を出されれば手に入るようになる。ですから、これはむしろ、鉱業法の特例として、ただし書きをかんがえて、そういう面積等については例外だということにするかんがえたほうがいいんじゃないですか。これはいろいろの問題が起こりますよ。

○井上政府委員 私は、多賀谷先生の御心配のようないふうのはまず起こらぬというふうに考えておるわけですよ。と申しますのは、やはり、事業団が消滅鉱区を復活させる出願をしまして、事業団が鉱業権者になるという場合、これはこの法律の改正でやるわけですが、それをします場合、ただでたために消滅鉱区の復活をさせるわけじゃありませんで、やはり、その地域の総合開発といひますか、隣接鉱区との総合開発、一体としての活用というふうな総合開発的な見地で、周辺の稼行中の炭鉱のあり方等を勘案しまして、必要によつてまた要請もあつて鉱業権を取得するといふ形をとりますので、実際問題として、先生御心配のようないふうのはまず起こらぬといふふうに考えております。

○多賀谷委員 では、私、ちょっとこまかいことですが、私も、順を追って質問いたしますと、三十五条の六に、「通商産業局長は、廃止事業者が放棄した探掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区の区域については、鉱業権の設定若しくは租鉱区の増加の出願又は租鉱権の設定若しくは租鉱区の増加の認可の申請があつたときは、当該区域については、その出願を許可し、又はその申請の認可をしてはならない。」と、こうありますね。先ほど申しましたように、事業団が再活用をするために再び探掘権の設定をして隣接鉱区の鉱業権者に一部を譲渡する。その後探掘区域の増加をせしめる。残った区域は法定の面積がありませんから、自然消滅をしないでしょう。

○井上政府委員 残った鉱区、つまり残った区域は一応事業団に鉱業権が残ると考えております。

○多賀谷委員 鉱業権はなくなる。鉱業権は自然消滅するんですよ。もう事業団の権利でなくなるんですよ。封鎖鉱区でもなくなるというんじゃないですか。

○井上政府委員 先生のおっしゃる意味は、質問して恐縮でございますが、法定区域に満たなくなるといふ意味で鉱業権はなくなる、消滅する、こういうふうなことではございましょうか。

○多賀谷委員 そうです。

○井上政府委員 その場合には、ですから、ケースによつて違ふと思うのです。要するに、事業団の鉱業権を設定しました区域、範囲が非常に狭いために、その増区相当のところがなくなつたためにこれがだめになるといふときは、救済策としては、その区域を一体として譲渡するといふ以外になかろうかと思ひます。ですから、そういう場合もあろうかと思ひますが、通常の場合は、一部譲渡ぐらいのことをしても、他に鉱業権が残れば問題は無い、これは法定面積の関係で。ですから、どうしても残らぬといふことであれば、これは一体としての譲渡であるといふふうに考える以外にないと思ひます。

○多賀谷委員 ですから、少なくとも増区を願う場合には、鉱業権設定の最小面積は必要である、こう考へざるを得ないでしょう。隣接の稼行業者が増区を願う場合には、少なくともユニットの探掘権に必要な面積の出願は必要である。事実上そうすね。そうしないといふ矛盾が起こります。

○井上政府委員 そのとおりでございます。そのとおりでございますが、ただ、実際の場合、多賀谷先生が先ほど来言つておられます、法定面積に足りるぎりぎりの区域に合理化事業団が鉱業権を設定して、そうしてそのうちのほんのわずの一部を譲渡するといふような場合は、おそらく、隣接の鉱業権者としてしましては、むしろそういうケースのほうが少ないので、やはり消滅鉱区一体として活用するといふほうが多いんじゃないかと私は思ひます。また、非常に微量な増区といふこともちょっと常識的に考へられないわけですから、実際問題としては、一体として譲渡してもさほどの弊害は起こらないと考へております。

○野田委員 伊藤委員から関連質問の申し出があります。これを許します。伊藤君。

○伊藤(卯)委員 局長が答弁されておられる点で、隣接鉱区から消滅しておる鉱区に炭があるからその部分を増区をしてくれといふ場合は、これはきわめて明らかになっているのですが、それでなく

て、それと全然反対なほうに炭がある、しかしそこには隣接鉱区はないということになってくると、その消滅しておる鉱区に炭がある、その部分は隣接鉱区もありませんから、それは新たな鉱業権、いわば試掘権が採掘権、当然採掘権になりましようが、それは新しい一つの採掘権の鉱区を許可するということになるのです。隣接はないから、そういうものを許しますかどうかという事なんです。

○井上政府委員 そういふ場合は許しません。あくまでも、今度の改正法案では、「その採掘権の鉱区及びこれと隣接する採掘権に係る鉱床を一体として開発することが著しく合理的であると認められる場合」という規定をいたしておりますので、先生おっしゃるような場合は該当しないというふうに解釈しております。

○伊藤(卯)委員 その点を明らかにしておいてもらいたいと思つて……。

○多賀谷委員 どうも、採掘権の設定という事を事業団がやったものですから、非常にむずかしくなつておるのです。ですから、私が言つておるのは、事実上、施業案の認可も、それから採掘権の取得も、あるいは処分も、これは一体でなければいかぬだらう。もつとも、施業案が時期によつては分離するということもあり得ますけれども、そこで、たとえば、これに伴つて、いわゆる処分をした場合の譲渡料というが、これの換算にも一つは影響があるのです。なぜかという、ユニット全体について最初からいわば譲渡料をとる、料金をとる、これをトン当たりで幾らという形をとるとするならば、いまでも非常に困難な炭鉱業者にかなりリスクをかける形になる。そこで、出炭をしたトン当たりについてとるということになると、それはきわめて妥当な状態になる。まずそれはどういふようにお考えですか。

○井上政府委員 譲渡します場合に譲渡料をいただくわけですが、この譲渡料は非常に高価なものにならうとは私も考えておりません。一つの目安としましては、事業団が買い取りまし

たときの価格、あるいは消滅させましたときの交付金、国から支出しました金額、これが常識的には一つの参考にならうかと思つていますが、あるいは時価といふような考え方もありましよう。しかし、時価といふまでも、ホスコード方式から考えれば、ほとんど炭鉱の現状においてはそうたいして価値のあるものではございません。したがつて、譲渡料については、ただいま大蔵省当局と折衝中で、考え方につきまして検討中でございますが、私は、そう高いものにはならないというふうに考えております。

○多賀谷委員 私は、これをむしろ、よく炭鉱でやつておる租鉱料のような形で、出た出炭に對してとる、こういう方向のほうが正しいのではないかと申すのです。一回つづいた炭鉱をやる場合には、企業としては、保安の事故とは別に、やはり危険があるわけですね。もつとも、かなり確実なものでないか許しはしませんけれども、しかし、危険はあるわけですね。ですから、譲渡料を納めただけでも企業がいなくなつたというところも考えられるでしょう、かなりの面積の場合には、ですから、負担を少なくする意味においても、まずなるべく確実な面積だけを譲渡してやるということも必要であらうし、それからまた、譲渡料についても出炭に応じてやる。いよいよそれを受け入れる事業団そのものが廃止をされるという、こういう時期についてはどうするかということもやはり考えなければならぬだらうし、そのときにはどこへ納めるかということも考えなければならぬし、永遠に合理化事業団があるわけではないでしょうから、その際には将来を見通して考えざるを得ないでしょう。しかし、少なくとも当初の出炭においては、これはいまの石炭界の事情を見て、やはり出炭に応じて譲渡料をとつてやるというのが妥当ではないか、こういうふうに思つていますが、どうですか。

○井上政府委員 先生の御意見も、私は非常に参考になる意見だと思つております。しかし、租鉱料といひましても、これはどの程度が妥当かとい

うむずかしさにおいては、やはり譲渡価格の設定とそれといたしてむずかしさに違はないわけでございますし、やはり譲渡といふたてをえをとつたほうが、あとでいふよりも、その鉱区を新たに取得する、再活用をはかる、現に移行中の隣接鉱区の鉱業権者の責任觀念等の観点から言ひまして、私は、租鉱料を徴収するといふよりも、むしろ譲渡するといふ形で、自後の責任をやはり隣接のその鉱区を欲しております鉱業権者に持たせるというほうが、全体の体制としてやはりすつきりいくのじゃないか。租鉱料の設定自身がやはり相当むずかしい問題でございます。ですから、譲渡料の設定のむずかしさとむしろ同等ではないかというふうにも考えます。そうなりますと、むしろすつきりと譲渡料をきめてあげて、自後の採掘の責任、これを鉱業権者にまかせるというほうがすつきりしはしないかというふうに考えるわけですね。

○多賀谷委員 それは、すつきりというなら、先に払わしたほうがすつきります。そのことを言つてはいいのじゃない。そのことが逆に企業を弱めるのじゃないかと言つておるのです。というのは、いまでもお金がないわけでしょう。それにいわば将来の前払いをやれというわけでしょう。そうすると、それだけでも企業負担になるでしょう。いまいろいろな政策をして石炭を助けてやろうというのに、将来十年なら十年、十五年なら十五年振るものを前払いをせよ、こういうこと自体がおかしいことはありませんかと言つておるのです。

○井上政府委員 おことばを返すようで恐縮でございますが、租鉱料形式というのの確かに一つの考え方ではあると思つておる。その意味では、この譲渡料についてはまだ検討しておりますが、参考にしたしたいと思つておるけれども、しかし、消滅鉱区を再活用したいといふだけの鉱業権者にすつきましては、多賀谷先生もかねておっしゃいますように、やはり、保安に對する責任とか、あるいは、よつてきたる鉱害についての処理の責任あ

る態度とか、あるいは一定の技術能力、あるいはそれだけの鉱区を獲得して迷惑をかけないでやつていくだけの相応の資金的なあるいは経理的な裏づけを持つた方でないか安心して譲渡できないといふようなことがございまして、おそれ、この法律案が通りまして申請されます、また事業団から譲渡する相手企業は、やはり相当しつかりした企業でなければならぬといふふうに思ひますので、よつたよつた企業に鉱区を譲渡はできませんから、その意味では、その問題はいろいろいかに。ただ、譲渡料は、そう高くして国がもうける思想は要らないわけですから、できるだけ低位にきめたいといふふうに考えております。

○多賀谷委員 いまよつたよつた企業がありましか。石炭運賃だつて払えぬといふのでしよう。鉱害だつて、政府から八割以上の補助を得たいと言つておるのではありません。いま、隣接鉱区がほしいなんて言つておる炭鉱で、よつたよつたのはいつもないですよ。三井も三菱もよつたよつたのはいつもない。そして政府が利子補給までしてゐるんですよ。それなのに、政府が今後十年なら十年稼行する区域の譲渡料を一度にとるといふ手はないじゃないか、こう言つておる。局長は、これはあまりよそに迷惑をかけないでやれるのですから、こういうところで自分でやればよいんですよ。それを、十年分とかあるいはかなり長い間の、五年なら五年でもいいですけれども、そういう炭量について前払いをさせるという。わずかの鉄道運賃でも延納しなければならぬといふような炭鉱に酷ではないか、こういうふうに私は思ふのです。いま、三井でも三菱でも、わずかな金をはしるでしよう。政府から借りたがでしよう。ですから、結局この譲渡料をまたどこから融資をしなければならぬなんといふことになるわけですよ。一般金融機関は貸さないから政府が貸してやる、それをまた利子補給をしてやる、そんなばかな政策をとるべきではないと思ふのです。どうなんですか。

○井上政府委員 この鉱区を取得するために政府

から資金を貸さなければならぬというよりなことは、いまのところ考えておりません。譲渡料につきましては、いまの石炭産業から見まして、それほど高いとは思いません。たとえば、これは多賀谷先生よく御存じのように、現在これはまだ大規模ではなくて、その意味では政策的な御批判を受けなければいかぬと思ひますけれども、鉱区調整を、中小炭鉱と大手炭鉱の間、あるいは大手相互の間で現実に行なっているわけでございしますが、それは私企業相互間の譲渡でございしますから、相当鉱区調整の対価は高い場合があるわけですから、消滅鉱区の活用の際に際しまして、私どももいたしましては、そう売り買ひのかげ引きも要らないわけでございします。やはり社会的に公正だと思われ対価でよろしいわけでございしますから、そう巨額なものにはならないというふうに考えます。現在でもそういう鉱区調整は行なわれているわけでございしますが、私は、そういう形で一応譲渡はできるのではないかと。問題は、対価のきめ方をどうするか、これを実情に合うようにしなければいかぬというお説かとも思ひますが、この点については、全く私どもも考えておりまして、国は特にもうける必要はないわけでございします。まあ社会的に見て許される範囲の低率なものにいたしたいというふうに考えております。

○多賀谷委員 どのくらいとるのか、ちょっとわからないから、議論ができないのですけれども、事業団が算定をする鉱区ですね、事業団は政策的に、いわばあとの処理として鉱区の買上げをやるわけですから、それをもつて律することはむずかしいのではないかと私は思ひます。ですから、一体どのくらいを考へているのですか。大体、法律を出して通過するときには、そのくらいのことをよく協議をして出さなければいけませんよ。われわれ議論ができぬでしょう。一体どのくらいを政府は考へられていますか。

○井上政府委員 譲渡件数といったしましては全国で大体二十ぐらいを考へておりますが、さしあたって、この法律が通りまして直ちにでも実施に移

れそうな地点といひますか、それは大体十カ所ぐらいだろうというふうに考へております。

○多賀谷委員 金額は譲渡料の問題にからみ出すので、譲渡料は、いまのところ一応交付金の額等を参考にしながら時価で定めるといふような考へ方で、いま話し合つております。

○多賀谷委員 時価といふのは何ですか。

○井上政府委員 先ほども申しました鉱区調整等におきまして、つまり、鉱区を売買してあります。売買といふとおかしいですが、鉱区調整しますときの対価の世間の一般的額、あるいは、先ほど先生からもおっしゃいました租鉱料等もいろいろ参考にしてみたいと思ひます。つまり、いま大手炭鉱、中小炭鉱等なりで租鉱料があるわけでありまして、それをもやはり参考にしたい。しかし、一般の鉱区調整についての譲渡価格も参考にしなければならぬ。それから、ホスコード方式の考え方も考慮に入れなければならぬ。これでいきますとほとんど安くなる。それから、将来の収益性等も参考に、さらには消滅鉱区について交付した国の交付金額の算定の基礎等も参考にするというように、いろいろな考へをしまして、一番低い線でできるだけきめたいというふうに考へております。

○多賀谷委員 大体鉱区は出願によつて先願主義で取得できるのですから、本来、その手続以外、ただです。ですから、国が譲渡料をとるといふことが、政策の上から言つて今後非常に問題があると思ひます。それが結局、やみと言へば何ですが、先願主義によつて取得したものが売買される。大体、鉱業権の譲渡といふものの考へ方というのがおかしいです。一回国に返還をして、国がまた出願を許可すべきです。鉱区は、かつては国の所有とするとあつた。ですから、そういうものの考へ方はおかしいのですが、長い間の習慣になつておりますから、それを私はとやかく言ひませんけれども、合理化事業団が買ひ上げるというのは、政策的に買ひ上げてゐるわけでは

ただ、算定の基礎として鉱区の鉱量を見ている。本来、つぶれるような鉱区についてそういう算定をするのがおかしいのです。それは、私が申しますように、労働者の賃金であるとか、あるいは鉱害の量であるとか、あるいは他の債権者に対する債務であるとかいふ点から見、円滑に閉山を処理できるということによつて行なうべきでしょうけれども、従来のように鉱量によつて算定する、これは実におかしい。しかし、それはやむを得ぬとしても、これは政策的なものです。ですから、本来、新鉱開発もむずかしいといふときに、これから金をとろうといふのが大体おかしいのです。しかし、私はゼロとは言ひません。ゼロとは言ひませんけれども、これをいま行なっている租鉱料のような基準で行なうとか、買ひ上げ代金を中心としたその基準で考へるといふこと自体がおかしいんじゃないですか。少なくともこの企業がやつていけるかどうかといふことによつて算定をすべきでしょう。しかし、幾ら確実である価格といつても、やはり炭鉱のことですから、全くわからないのです。ですから、譲渡してもらつて若干やつておつた、ところが、譲渡してもらつて若干なかつたといふことだつて起るわけですね。そうすると、譲渡料を出したために企業が非常な負担になつていくといふことだつて起る。ですから、私は、これについては出炭に応じてやるか、あるいはいまの出炭年数、稼行年数を見て年賦で行なうかです。何かこういふようにして長期支払いの方法を講じてやらなければ、結局譲渡料に必ず金銭をつけないやしません。金銭をきかならぬです。そういうややこしいことをしないで、むしろそれならば年賦なら年賦でやる、あるいは月賦なら月賦でやる、しかもそれは、大体その出炭をかなりするだけの期間の余裕を見るときか、何かそういう方法をぜひ講じてもらいたい、かように思ひます。

○井上政府委員 譲渡料の問題につきましては、ただいま一言で時価といふことを申し上げました

が、ただ、御指摘のように、時価の見方が非常にむずかしいわけでございします。そこで、私、時価といふもののいろいろなきめ方、これについてのいろいろな考へ方を申し上げたわけですが、やはり、その中で一番実情に合ひますのは、鉱区の自然条件とかあるいは販売先等の立地条件、これは運賃のかかる地域であるかどうかといふような点もありまして、それぞれの鉱区によつてみんな事情が違ふと思ひます。それから、同時に、この消滅鉱区を再活用する趣旨が、いつも申し上げておりますように、資源の活用とあわせて鉱業権者といひますか石炭業者の経営の改善に裨益するといふような二つの目的を持っておりますので、したがって、その後のほうの観点からしますれば、それを再活用する鉱業権者がまた鉱害をほつたらかすような鉱業権者では困りますけれども、そうでないという前提に立つて考えますと、そういう鉱業権者がやはりそれを活用し得るに足るものでなければならぬといふふうに考へるわけでございしますから、この譲渡料は、その高いものにはならないであらうし、また、したくない。すればまたこのせつかくの消滅鉱区の再活用という趣旨が生きないわけでございしますから、これが生きるような譲渡料の設定を考へてまいりたいというふうに考へております。

それから、支払い方法については、これは検討いたします。ただ、初めから政府資金を融資してというところまでは考へられませんが、やはり、実情によりまして、先ほど申しましたような資源の活用、それから当該鉱業権者の経営の改善といふような趣旨から言つて、いろいろな意味で分割してでもどうしてもそうしたほうがプラスになるという場合には、そういう点も考慮できるかと思ひます。この辺は今後の研究問題として前向きに検討してまいりたいというふうに考へます。

○野田委員長 次会は、明十四日午前十時から理事会、理事会散会後委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十七分散会

石炭対策特別委員会議録第九号中正誤

正誤行段

一四二 稗益 稗益

二 一末四 石炭石炭坑 石炭坑

四一三 炭風 炭層

六三末五元で山元で

七一 各部会各部会 各部会

八 二末四 五千二百五十万 五千百五十万

九 三 末 三 事務局 事務局

昭和四十一年四月十九日印刷

昭和四十一年四月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局